

6. 法学研究科

I	法学研究科の教育目的と特徴	6-2
II	分析項目ごとの水準の判断	6-3
	分析項目 I 教育の実施体制	6-3
	分析項目 II 教育内容	6-8
	分析項目 III 教育方法	6-16
	分析項目 IV 学業の成果	6-26
	分析項目 V 進路・就職の状況	6-27
III	質の向上度の判断	6-29

I 法学研究科の教育目的と特徴

法学研究科は、京都大学の基本理念と長期目標を基礎に、平成 15 年 3 月、法学・政治学の基礎的・原理的な研究、およびそれと連動した先端的な研究に裏打ちされた知識の提供を柱とした、以下のような基本的目標をとりまとめた。

(1) 教育成果に関する目標

専門職学位課程法曹養成専攻（法科大学院）では、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、それを発展させていく創造的な思考力、具体的な法的問題を解決するために必要な法的分析能力や法的議論能力を育成する。

修士課程・博士後期課程法政理論専攻では、広い視野に立って精深な学識を修め、法学・政治学分野における研究能力を養うことを目的として、独立した研究者としての修養を積む教育を行う。

(2) 教育内容に関する目標

法科大学院は、幅広い教養を備え、法律に関する理論的・実務的知識を有し、厳しい倫理感をもった職業人を養成するために適切な教育を行う。

法政理論専攻は、法学・政治学に関する総合的な識見に加えて、原理的問題と現代社会への関心を共に備え、研究者となるに相応しい素養と能力を備えた人材を養成するために適切な教育を行う。

(3) 教育の実施体制に関する目標

多様な目的をもった学生を教育する組織が併存する本研究科としては、これら諸教育組織の特性を有機的に組み合わせることで全体として活力ある研究科の体制を整えることが求められている。高度な専門知識を備えた職業人を養成する教育組織の設置を契機として、大学院においても基礎的・原理的知識と先端的・応用的知識を自ら有機的に結合して現代社会の諸分野で活躍する人材を育成すべく、教育の実施体制を一層整えていくことが責務である。

(4) 学生への支援に関する目標

目的意識の涵養に意を用いるとともに、適切な履修指導を通して段階的・体系的履修に障害が起きないように留意する。また奨学金等の情報を積極的に提供し、経済的支援を充実させる。

増加しつつある留学生に対するサポート体制の一層の充実を図る。とりわけ留学生が研究科で学び博士号を取得して帰国することが可能になるように、留学生に対する大学院教育・研究指導を充実させる。

[想定する関係者とその期待]

法学研究科は、法政理論専攻においては、主として、(1) 法学・政治学の高度な専門知識・研究能力・成果公表能力を身につけ、大学その他の組織で研究・教育活動に携わることを希望する大学院生およびかかる人材を待望する学界および大学など高等研究・教育機関の期待に、他方、法曹養成専攻においては、(2) 将来法律家になることを目指して、法的分析能力や法的議論能力を身につけたい大学院生およびかかる人材を待ち望む法曹界の期待に、それぞれ応えようとするものである。

II 分析項目ごとの水準の判断

分析項目 I 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点 基本的組織の編成

(観点に係る状況) 法学研究科は、教育・研究の目的を実現すべく、法政理論専攻、法曹養成専攻の二つの専攻を配置する。

法政理論専攻は、研究者養成を担ってきた4つの専攻(基礎法学、公法、民刑事法、政治学)が平成16年度に12の大講座からなる一専攻へと改編されたものである(資料I-1)。平成19年度の授業担当者(資料I-2)が示すとおり、広い視野に立って深い学識を修め、法学・政治学の分野における優れた研究能力と教育者としての資質を涵養するという教育目的に適う教育課程を遂行するため、必要なすべての科目を専任教員が担当する体制をとっている。

資料I-1 法学研究科大講座 専攻名 講座名 専攻分野一覧
…「京都大学大学院法学研究科・法学部自己点検・評価報告書第7号(2005年)」369頁

専攻名	講座名	専攻分野
法政理論	法史学	日本法史、西洋法史、ローマ法、東洋法史
	法理論	法理学、法社会学
	外国法	英米法、中国法、ドイツ法、フランス法
	公法	憲法、行政法、税法
	国際関係法	国際法、国際機構、国際私法、国際取引法
	民事法	民法、民事手続法、倒産処理法、裁判法務
	企業関係法	商法、企業法務、経済法、知的財産法
	社会法	労働法、社会保障法
	刑事法	刑法、刑事訴訟法、刑事法政策、刑事学
	政治史	政治思想史、政治史、日本政治外交史
	政治行政分析	政治学、国際政治学、比較政治学、行政学
国際公共政策	公共政策	国際政治経済分析、地域政治、政治過程論、公共政策
法曹養成	法理論系	
	公法系	
	民事法系	
	刑事法系	
	法実務系	
	法臨床講座 (協力講座)	

資料I-2 平成19年度 大学院法学研究科法政理論専攻 授業担当教員一覧
…出典：大学機関別認証評価 自己評価書 [付属資料] 法学部・法学研究科データ・資料集(平成19年6月) 103頁

授業科目	担当教員	授業科目	担当教員
日本法史/日本法史研究	教授 伊藤 孝夫	商法2/商法研究2	教授 前田 雅弘
西洋法史/西洋法史研究	教授 河上 倫逸	商法3/商法研究3	教授 北村 雅史
ローマ法/ローマ法研究	教授 林 信夫	企業法研究	教授 森本 滋
東洋法史/東洋法史研究	教授 寺田 浩明	経済法/経済法研究	教授 川濱 昇
法思想史/法理学研究	教授 亀本 洋	労働法/労働法研究	教授 村中 孝史
法社会学/法社会学研究	准教授 船越 資晶	社会保障法/社会保障法研究	教授 西村健一郎
英米法/英米法研究	教授 木南 敦	民事手続法1/民事手続法研究1	教授 徳田 和幸
ドイツ法/ドイツ法研究	教授 服部 高宏	民事手続法2/民事手続法研究2	教授 山本 克己
フランス法/フランス法研究	教授 横山 美夏	民事手続法3/民事手続法研究3	教授 笠井 正俊
憲法1/憲法研究	教授 土井 真一	国際私法/国際私法研究	教授 櫻田 嘉章
憲法2/国法学研究	教授 初宿 正典	民事法特別演習	教授 山本 豊
憲法3	准教授 曾我部真裕	刑法1/刑法研究1	教授 塩見 淳
立法学研究	教授 大石 眞	刑法2/刑法研究2	教授 高山佳奈子
行政法1/行政法研究1	教授 岡村 周一	刑事手続法/刑事手続法研究	教授 酒巻 匡
行政法2/行政法研究2	教授 高木 光	刑事学/刑事学研究	教授 吉岡 一男
行政法3/行政法研究3	教授 芝池 義一	政治学/政治学研究	教授 的場 敏博
財政法/財政法研究	教授 岡村 忠生	政治思想史研究	教授 小野 紀明
国際法1/国際法研究1	教授 浅田 正彦	政治史/政治史研究	教授 唐渡 晃弘
国際法2/国際法研究2	教授 酒井 啓亘	日本政治外交史/日本政治外交史研究	教授 伊藤 之雄
国際機構法/国際機構法研究	教授 位田 隆一	国際政治学/国際政治学研究	教授 中西 寛
民法1/民法研究1	教授 錦織 成史	国際政治経済分析/国際政治経済分析研究	教授 鈴木 基史
民法2/民法研究2	教授 松岡 久和	比較政治学/比較政治学研究	准教授 島田 幸典
民法3/民法研究3	教授 潮見 佳男	アメリカ政治/アメリカ政治研究	教授 待鳥 聡史
民法4/民法研究4	教授 山本 敬三	政治過程論/政治過程論研究	教授 新川 敏光
民法5/民法研究5	教授 佐久間 毅	行政学/行政学研究	教授 秋月 謙吾
商法1/商法研究1	教授 洲崎 博史	公共政策/公共政策研究	教授 真淵 勝

他方、法曹養成専攻(法科大学院)は、「優れた理論的能力と高い責任感を兼ね備えた創造的な力を持つ法曹を養成することを目標とし、法理論系、公法系、民事法系、刑事法系、法実務系及び法臨床の6講座を配置する(資料I-1)。その教育目的に適う教育課程を遂行するため、必要とされる教員が専任教員、みなし専任教員、兼任教員及び兼任教員により確保されている。学生定員600名に対し、専任教員として、平成19年度は、専任教員41名(うち実務家教員5名)、みなし専任教員5名(いずれも実務家教員)の合計46名を置く。なお、その他に兼任教員12名、兼任教員57名を置く(資料I-2)。教育上主要と認める科目のほとんどが専任教員により担当されており、その授業負担も適切な範囲にある。平成19年度の授業担当者は、II-1に示すとおりである。

法学研究科の教員は、資料I-4が示すとおり、18の大講座のもとに、教授51名、准教授14名、講師1名、助教18名が配置されている(平成19年5月1日現在)。

教員一人あたりの担当科目数は、約5科目である(学部・大学院を含む)。専任教員の出身大学・大学院別にみた配置状況は、資料I-5が、教員の年齢構成は、資料I-6

資料I-3 法曹養成専攻教員組織(平成19年5月1日現在)…出典:大学機関別認証評価自己評価書〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集(平成19年6月)106~107頁

分類	教員名	職名	分類	教員名	職名
専	笠井 正俊	教授	兼任	秋田 真志	非常勤講師
専	北村 雅史	教授	兼任	安保 嘉博	非常勤講師
専	酒井 啓亘	教授	兼任	天野 勝介	非常勤講師
専	酒巻 匡毅	教授	兼任	天野 佳洋	非常勤講師
専	佐久間 毅	教授	兼任	飯島 奈絵	非常勤講師
専	芝池 義一	教授	兼任	石綿 学	非常勤講師
専	初宿 正典	教授	兼任	伊藤 知之	非常勤講師
専	洲崎 博史	教授	兼任	今仲 康之	非常勤講師
専	高木 光	教授	兼任	岩倉 正和	非常勤講師
専	土井 真一	教授	兼任	岩佐 嘉彦	非常勤講師
専	徳田 和幸	教授	兼任	上田 敦	非常勤講師
専	中西 康	教授	兼任	上野 達弘	非常勤講師
専	中森 喜彦	教授	兼任	太田 弘	非常勤講師
専	西村 健一郎	教授	兼任	小野 傑	非常勤講師
専	堀江 慎司	准教授	兼任	加藤 進一郎	非常勤講師
専	前田 雅弘	教授	兼任	鎌田 幸夫	非常勤講師
専	松岡 久和	教授	兼任	川崎 政司	非常勤講師
専	毛利 透	教授	兼任	久保 井聡明	非常勤講師
専	山田 文	教授	兼任	湖海 信成	非常勤講師
専	山本 克己	教授	兼任	小嶋 洋太郎	非常勤講師
専	山本 敬三	教授	兼任	小寺 彰	非常勤講師
専	山本 豊	教授	兼任	齋藤 憲道	非常勤講師
専・他	伊藤 孝夫	教授	兼任	齋藤 尚美	非常勤講師
専・他	岡村 忠生	教授	兼任	佐野 寛	非常勤講師
専・他	亀本 洋	教授	兼任	杉野 由和	非常勤講師
専・他	川濱 昇	教授	兼任	曾和 俊文	非常勤講師
専・他	木南 敦	教授	兼任	高橋 司	非常勤講師
専・他	櫻田 嘉章	教授	兼任	武井 一浩	非常勤講師
専・他	塩見 淳	教授	兼任	棚橋 元	非常勤講師
専・他	潮見 佳男	教授	兼任	常木 淳	非常勤講師
専・他	服部 高宏	教授	兼任	戸塚 貴晴	非常勤講師
専・他	林 信夫	教授	兼任	中井 康之	非常勤講師
専・他	待鳥 聡史	教授	兼任	長澤 哲也	非常勤講師
専・他	村中 孝史	教授	兼任	中島 徹	非常勤講師
専・他	横山 美夏	教授	兼任	中村 和雄	非常勤講師
専・他	吉岡 一男	教授	兼任	西岡 繁靖	非常勤講師
実・専	中田 昭孝	教授	兼任	西村 健	非常勤講師
実・専	濱田 毅	准教授	兼任	長谷川 宅司	非常勤講師
実・専	松田 一弘	教授	兼任	畑 守人	非常勤講師
実・専	村上 光瑠	教授	兼任	平尾 嘉章	非常勤講師
実・専	森川 伸吾	教授	兼任	平野 恵稔	非常勤講師
実・み	飯村 佳夫	教授	兼任	藤井 司	非常勤講師
実・み	川畑 正文	教授	兼任	藤井 正大	非常勤講師
実・み	清水 正憲	教授	兼任	藤川 義人	非常勤講師
実・み	豊田 幸宏	教授	兼任	船橋 恵子	非常勤講師
実・み	長瀬 敬昭	教授	兼任	増市 徹	非常勤講師
兼任	伊藤 之雄	教授	兼任	増田 勝久	非常勤講師
兼任	大石 眞	教授	兼任	耳野 健二	非常勤講師
兼任	岡村 周一	教授	兼任	村上 正直	非常勤講師
兼任	齊藤 真紀	准教授	兼任	村松 昭夫	非常勤講師
兼任	曾我部 真裕	准教授	兼任	森川 智代	非常勤講師
兼任	高山 佳奈子	教授	兼任	森下 国彦	非常勤講師
兼任	寺田 浩明	教授	兼任	安木 健	非常勤講師
兼任	戸田 暁	准教授	兼任	安田 拓人	非常勤講師
兼任	錦織 成史	教授	兼任	吉田 誠司	非常勤講師
兼任	橋本 佳幸	教授	兼任	吉田 肇	非常勤講師
兼任	船越 資晶	准教授	兼任	吉村 良一	非常勤講師
兼任	森本 滋	教授			

※分類欄は、設置認可・設置届けの手引き「専任等の区分」の表記を引用。

が、各々示す通りである。任期付き教員については、従来の内規を全面改正し、実務家教員や外国人教員を採用する体制を整備した。法曹養成専攻の設置に伴い、特別教授・特別准教授の制度を新設した。また、客員教授の運用もより一層の充実を図っている。平成17年度にはサバティカル制度を導入した。

区 分		教 授	准教授 (助教授)	講 師	助 手 助 教	計	充足率
平成 15 年度	定 員	61	30	1	10	102	82.4
	現 員	49	12	3	20	84	
平成 16 年度	定 員	69	30	1	9	109	88.1
	現 員	55	17	2	22	96	
平成 17 年度	定 員	69	30	1	8	108	89.8
	現 員	58	18	1	20	97	
平成 18 年度	定 員	63	30	1	8	102	87.2
	現 員	53	15	1	20	89	
平成 19 年度	定 員	63	30	1	8	102	82.3
	現 員	51	14	1	18	84	

資料 I - 4 教員定員の充足状況…出典：大学機関別認証評価 自己評価書 [付属資料] 法学部・法学研究科データ・資料集（平成 19 年 6 月）106 頁

法学研究科には、教育研究支援者として、事務職員 39 名（事務長 1、総務・会計・教務関係 24 名、図書室関係 14 名、うち非常勤職員 17 名）が配置されている（平成 19 年 5 月 1 日現在）。

資料 I - 5 専任教員の出身大学及び大学院 (平成 19 年 5 月 1 日現在)

職 名	現 員 数	学 部					大 学 院									備 考	
		京 都 大 学	他 の 国 立 大 学	公 立 大 学	私 立 大 学	外 国 の 大 学	修 士 課 程				博 士 課 程						
							京 都 大 学	他 の 国 立 大 学	公 立 大 学	私 立 大 学	外 国 の 大 学	京 都 大 学	他 の 国 立 大 学	公 立 大 学	私 立 大 学		外 国 の 大 学
教 授	57	42	13		2		29	5		1	4	27	2		1	2	
内 女 性 教 員	3		2		1			1		1					1		
准 教 授	14	13				1	6				1	5					
内 女 性 教 員	4	3				1					1						
講 師	1					1					1						
内 女 性 教 員	1					1					1						
助 教 ・ 助 手	18	11			3(1)	4	14		1			11					
内 女 性 教 員	6	2			2(1)	2	4		1			3					(1)は短大卒で内数
計	90	66	13		5(1)	6	49	5	1	1	6	43	2		1	2	
内 女 性 教 員	14	5	2		3(1)	4	4	1	1	1	2	3			1		(1)は短大卒で内数

※ 上の表には、法学研究科教授を併任する、大学院公共政策連携研究部教授 6 名も含まれる。
 ※ 助教のうちの 1 名が、京都大学と公立大学の両方の大学院修士課程の修了者であり、両方の欄において 1 名として算入してある。
 ※ 京都大学・法学研究科出身で、他大学専任教員の経験者は、教授 15 名である。
 出典：大学機関別認証評価 自己評価書 [付属資料] 法学部・法学研究科データ・資料集（平成 19 年 6 月）108 頁

資料 I - 6 専任教員の年齢構成 (人) (事務部資料による)

	教 授 (うち実務家教員)	准 教 授 (うち実務家教員)	講 師	助 教 ・ 助 手	計
61 歳 以上	9	(2)		1	10
56 歳 ~ 60 歳	8	(1)		1	9
51 歳 ~ 55 歳	8			1	9
46 歳 ~ 50 歳	15		1		17
41 歳 ~ 45 歳	9		(1)		10
36 歳 ~ 40 歳	8	(1)		3	13
31 歳 ~ 35 歳		7		2	9
26 歳 ~ 30 歳		3		8	10
25 歳 以下				3	3
計	57	(4)	1	18	90

※平成 19 年 4 月 1 日現在の年齢による
 出典：大学機関別認証評価 自己評価書 [付属資料] 法学部・法学研究科データ・資料集（平成 19 年 6 月）108 頁

観点 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

(観点に係る状況) 法政理論専攻では、学生からの申し出に応じて、指導教員や教務委員、教務担当事務職員を中心に誠実に対応しており、さらに、大学院生団体との協議・意見交換を随時行い、学生のニーズを把握することに努めている。開講科目、科目内容(シラバス)、履修登録者(数)、成績等のデータや資料については、事務部において蓄積・保存している。

法曹養成専攻では、専攻会議において教育状況に関して議論するとともに、とくに教員懇談会(FD会議)を学期ごとに開催して、学生の履修状況、成績、教育内容や方法の改善等に関し、学生の要望や各教員の意見が反映されるよう議論を重ねている。また、教務委員会においては、学生の履修状況や成績状況に関してより緻密な分析を行い、新たな科目の開発や制度改正の必要性などについて議論し、教員懇談会での議論の基礎的資料を作成している。また、各授業について、学生からアンケートを行う形で授業調査を行っており、各授業への学生の要望を汲み上げる体制をとっている。回収した調査表は各担当教員に渡すとともに、教務主任及び副主任がすべての調査表に目を通し、教務委員会においてその結果に関して検討する一方、FDの一環として教員懇談会でも検討に付している(資料I-7)。個々の学生が大学に対して要望を言えるよう、大学院掛に「意見書・要望書ボックス」(いわゆる目安箱)を設置した上、意見・要望の性質・内容に応じて適宜対応している(資料I-8)。

平成6年の自己点検・評価報告書第1号の発刊以降、原則2年に1度の発行を維持しており、継続的な数値資料を含め、データの整備は行われている(資料11-2-②-1)。また、法曹養成専攻では、開設以来、外部評価委員会による点検・評価のための委員会が開催されており、詳細な資料の整備を行っている。

資料I-8 意見書・要望書ボックスの利用状況…出典:法科大学院認証評価(予備評価)自己評価書/京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(平成18年6月)124頁記載のデータに、平成18年分を追加

意見書・要望書提出件数(延べ数)	
平成16年度	75件
平成17年度	65件
平成18年度	8件

資料I-7 法科大学院の授業に関する調査実施要項、法科大学院の授業に関する調査…出典:法科大学院認証評価(予備評価)自己評価書/京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(平成18年6月)76頁

法曹養成専攻(法科大学院)の授業に関する調査実施要領
平成16年4月22日制定 平成18年2月2日改正

1. 目的
 - ① 授業及びカリキュラムの改善を図る。
 - ② 学生の授業に対する主体的な取組みを促す。
 - * 調査の結果は、上に掲げる以外の目的のためには用いない。
 - 調査の結果については、科目担当者のほか、法科大学院長、教務委員会及び評価・広報委員会が、上記の目的のために利用することができる。
2. 実施対象

法科大学院のすべての科目について実施する。

但し、エクスターンシップ及びリーガル・クリニックについては、別に定めるところにより実施する。
3. 実施時期

各学期第4週を目安に実施する。※

但し、科目の内容、授業の進め方等に照らして適切と認められる場合には、専攻長が別に指定する時期に実施することができる。
4. 実施方法
 - ① 実施期日の前日までに、科目担当者に調査用紙を配布する。
 - ② 科目担当者が、授業時間中に適当な時間を取り、学生に回答させて、回収する。
 - ③ 回収後すぐに調査用紙を大学院掛に提出する。
 - ④ 事務で必要な確認を行い、調査用紙を複写したものを、すみやかに科目担当者に渡す。
統計処理を行った結果については、各学期末に科目担当者に通知する。
 - ⑤ 調査用紙は、事務において保管する。

(出典：大学院法学研究科規程集)

※平成 17 年度までは各学期第 12 週を目安に実施していたが、平成 18 年度から第 4 週を目安に実施することとした。

法科大学院の授業に関する調査

この調査は、法科大学院の授業及びカリキュラムの改善に役立てるためのものです。他の目的で用いられることはありませんので、率直に記入にしてください。

法科大学院教務委員会

授業科目： _____ 担当教員： _____

A 次の質問について、該当する答えに○をつけてください。

(1) 学年： 1・2・3 年次 (2) 未既修の別： 1. 未修者 2. 既修者

(3) この授業にはどの程度出席していますか？

1. 毎回 2. 3/4 以上 3. 3/4 未満, 2/3 以上 4. 2/3 未満

〔平成 18 年度から実施時期を変更したことに伴い、(3)の内容を次のとおり変更した。〕

(3) この授業には何回欠席しましたか？

1. 0 回 2. 1 回 3. 2 回 4. 3 回以上

(4) この授業に積極的に参加していますか？

1. 積極的である。 2. どちらかといえば積極的である。
3. どちらともいえない。 4. どちらかといえば消極的である。
5. 消極的である。

(5) この授業の予習・復習のために、毎週どの程度の時間をかけていますか？

1. 5 時間以上 2. 4 時間以上, 5 時間未満
3. 3 時間以上, 4 時間未満 4. 2 時間以上, 3 時間未満
5. 1 時間以上, 2 時間未満 6. 1 時間未満

(6) この授業の難易度は、あなたにとってどうですか？

1. 非常に難しい。 2. 難しい。
3. ちょうどよい。 4. 易しい。
5. 非常に易しい。

(7) 教員の話し方や授業の進め方は、あなたの興味や関心を惹くものですか？

1. 非常に惹く。 2. ある程度惹く。
3. どちらともいえない。 4. あまり惹かない。
5. まったく惹かない。

(8) 自由設問 (_____)

1. あてはまる。 2. どちらかといえばあてはまる。
3. どちらともいえない。 4. どちらかといえばあてはまらない。
5. あてはまらない。

B 授業の内容および進め方、教材またはオフィスアワーの活用などについて、この授業の良い点や改善して欲しいと思う点があれば、自由に書いてください。

(1) この授業の良い点
(2) この授業で改善して欲しいと思う点

ご協力ありがとうございました。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由) 法政理論専攻では、研究者養成という教育目標およびその前提にある関係者の期待に適った教育課程を遂行するのに必要な教員を確保し、質・数ともに法令の基準を満たす教員を配置している。法曹養成専攻においても、教育目的を達成するために必要な科目について、高度の教育能力を有する研究者教員及び実務家教員を任用しており、関係者の期待に添うものとなっている。専任教員の構成は、性別、年齢、出身大学・大学院等の点でバランスがとれ、サバティカル制度の導入等により教員組織の活動の活性化も図られている。とくに法曹養成専攻では授業アンケートの実施や教員懇談会での検討などフェカルティ・ディベロップメントにも真摯に取り組んでいる。

分析項目Ⅱ 教育内容

(1) 観点ごとの分析

観点 教育課程の編成

(観点に係る状況) 法政理論専攻では、研究者養成という目的に沿い、修士課程では、専門的な外国語能力・研究資料読解能力の養成と修士論文の執筆に向けた指導を行い、また博士後期課程では、研究論文の公表と博士論文の執筆に向けた指導を行なっている。そして修士課程と博士後期課程のそれぞれにおいて、法学・政治学に関する総合的な識見に加え、国際的な視野をもち、原理的問題と現代社会への関心を備えた卓越した研究者を養成するために必要な授業を、各専門研究分野において実施している(資料Ⅱ-1)。

資料Ⅱ-1 法曹養成専攻授業科目表(平成19年度)

…出典: 京都大学法科大学院 便覧・シラバス(平成19年度) 添付CD-ROM所収

区分	学科目名	単位数	配当学年	RP	教員名		
					前期	後期	通年
基礎科目	統治の基本構造	2	1		大石		
	人権の基礎理論	2	1			毛利	
	行政法の基礎	2	1			高木	
	刑法の基礎	4	1				安田
	刑事訴訟法の基礎	2	1		堀江		
	財産法の基礎1	4	1		佐久間		
	財産法の基礎2	4	1			松岡	
	家族法の基礎	2	1		錦織		
	商法の基礎	4	1			齊藤	
基幹科目	民法訴訟法の基礎	2	1			山本(克)	
	公法総合1	2	2		芝池・岡村(周)・高木		
	公法総合2	2	2			芝池・岡村(周)・高木・初宿・土井・毛利	
	公法総合3	2	3		初宿・土井・曾我部		
	刑事法総合1	2	2		中森・塩見・高山		
	刑事法総合2	2	2		酒巻		
	刑事法総合3	2	2			堀江	
	民法総合1	2	2		山本(敬)・佐久間		
	民法総合2	2	2			山本(豊)・潮見	
	民法総合3	2	3		松岡・横山		
	商法総合1	2	2		洲崎・前田・北村		
	商法総合2	2	2			洲崎・前田・北村	
	民事訴訟法総合1	2	2			徳田・山本(克)・笠井・山田	
	民事訴訟法総合2	2	再履修者対象		山本(克)		
	民事法文書作成	2	3				山本(克)・横山・佐久間・齊藤
	刑事訴訟実務の基礎	2	3		村上(光)・長瀬・濱田		
	民事訴訟実務の基礎	2	2		中田・笠井・川畑		
	法曹倫理	2	2			山田・飯村・清水・安木・西村(健)	
	実務選択科目	弁護士実務の基礎1	2	2・3			飯村・清水・久保井
弁護士実務の基礎2		2	2・3			豊田・伊藤(知)・藤井(正)	
民事弁護実務演習		2	3		飯村・清水・豊田・藤井(司)・吉田・高橋・飯島・真田		
刑事裁判演習		2	2・3			村上(光)・長瀬	
民事裁判演習		2	2・3			中田・川畑	
民事模擬裁判		2	3			川畑	
リーガル・クリニック		2	3				潮見・山本(豊)・横山・船橋・上田・吉田・加藤・平尾・森川(智)
選択科目Ⅰ	エクスターンシップ	2	3		潮見・酒巻・前田・山田	潮見・酒巻・前田・山田	
	法解釈学の歴史と方法	2	2・3	☆		亀本	
	法律家のための経済学入門	2	2・3		常木		
	法の経済分析	2	2・3		常木		
	法政策分析	2	1・2・3	☆		船越	
	近代日本の社会変動と法1	2	1・2・3			伊藤(孝)	
	近代日本の社会変動と法2	2	2・3	☆		伊藤(孝)	
	西洋法史	2	1・2・3		耳野		
法曹の歴史	2	1・2・3	☆		林		
伝統中国の法と裁判	2	1・2・3	☆	寺田			

	アメリカ法A	2	2・3		木南		
	現代ドイツ法政理論	2	2・3	☆	服部		
	フランス法	2	2・3	☆	横山		
	EU法	2	2・3	☆	中西(康)		
	日本政治外交史	2	1・2・3		伊藤(之)		
	アメリカ政治と憲法判例	2	1・2・3			待鳥	
選択科目Ⅱ	生命倫理と法	2	2・3	☆		服部	
	情報法	2	3			毛利	
	情報公開と個人情報保護の実務	2	3			湖海	
	憲法理論と憲法史	2	3	☆		毛利	
	現代立法論	2	3			川崎	
	地方自治法制	2	3		今仲		
	環境政策と法	2	2・3		曾和		
	環境法	2	2・3		吉村		
	行政救済法の現代的課題	2	3		高木		
	税法1	2	2・3		岡村(忠)		
	税法2	2	2・3			岡村(忠)	
	国際法1	2	2・3		酒井		
	国際法2	2	2・3			酒井	
	国際法特講	2	2・3			村上(正)・小寺	
	経済刑法	2	3			濱田	
	刑事違法性論裁判例研究	2	2・3		長瀬		
	刑事手続法の現代的課題1	2	3		濱田		
	刑事手続法の現代的課題2	2	3			村上(光)	
	最新刑事判例研究	2	3	☆		高山	
	刑事制度論	2	2・3		吉岡		
	刑事弁護の実務	2	3		岩佐・秋田		
	民事裁判例研究	2	3			西岡	
	消費者法	2	3		安保		
	現代契約法	2	3	☆	山本(豊)		
	金融担保法	2	3	☆		松岡	
	医事法	2	3			錦織	
	現代商取引法	2	2・3		森本		
	保険法	2	2・3			洲崎	
	証券取引の法規制	2	3			戸田	
	金融サービス規制法	2	2・3		森下・戸塚		
	経済法1	2	2・3		川濱		
	経済法2	2	2・3			川濱	
	競争政策と法	2	3	☆		川濱	
	知的財産法1	2	2・3		松田		
	知的財産法2	2	2・3			上野	
	特許法特論	2	2・3			松田	
	倒産処理法1	2	2・3		徳田		
	倒産処理法2	2	2・3			山本(克)	
	民事執行・保全法	2	3			笠井	
	A・D・Rと法	2	2・3	☆		山田	
	国際私法1	2	2・3		櫻田		
	国際私法2	2	2・3	☆		櫻田	
	国際民事手続法	2	2・3			中西(康)	
	国際取引法	2	2・3		佐野		
	労働法1	2	2・3		村中		
	労働法2	2	2・3	☆		村中	
	社会保障法	2	2・3		西村健一郎		
	労災補償と労働者福祉	2	2・3	☆		西村健一郎	
	企業法務1	2	2・3		小嶋・齋藤		
	企業法務2	2	2・3			長谷川	
中国企業取引法	2	2・3			森川(伸)		
ファイナンスの法と理論	2	3			小野・武井		
M&A法制	2	3		棚橋・石綿			
信託法	2	3		天野(佳)			
環境法事例演習	2	3			村松		
刑事法総合演習	2	3		村上(光)			
税法事例演習	2	3		岩倉・太田			
知的財産法事例演習①	2	3			平野		
知的財産法事例演習②	2	3		藤川			
特許法事例演習	2	3		松田			
商事取引法事例演習	2	3		中島・杉野			
倒産処理法事例演習	2	3			中井・増市・増田		
労働法事例演習	2	3		中村・畑・鎌田			
経済法事例演習	2	3		長澤			
金融取引事例演習	2	3			天野(勝)		
渉外実務演習1	2	3		森川(伸)			
渉外実務演習2	2	3			森川(伸)		

法曹養成専攻では、基本的な法領域に関する根本的な理解を促し、高度な分析力や構成力の育成を行うことができるよう、段階的・体系的にカリキュラムを編成している。具体的には、1年次を対象として①基礎科目を必修科目として配当し、法学に関する基礎的理解を得させ、2・3年次で②基幹科目を必修科目として配当し、基礎的知識の応用を図り、法律に関する理解を深め、分析力や構成力の向上を図るとともに、基礎的実務技能等を身に付けさせ、これと併せて③実務選択科目として実務演習科目や臨床系科目を多数開講して実務との架橋を行っている。また、1年次から選択科目として基礎法学や隣接領域科目（④選択科目Ⅰ）を配当して法学への基礎的理解を促し、2年次からは多数の応用先端科目（⑤選択科目Ⅱ）を配当することで多様な法分野や最先端の法律問題に関する理解を促している（資料Ⅱ－2、資料Ⅱ－3）。

資料Ⅱ－2 科目編成の基本的な考え方／教育課程の概要…出典：京都大学法科大学院 便覧・シラバス（平成19年度）4～12頁より抜粋

科目編成の基本的な考え方—5つの科目群
 本法科大学院においては、次の5つの科目群に区分して、段階的な科目編成を行う（具体的科目名はシラバスを参照）。

- ① 基礎科目（すべて必修）
 法律基本科目について、その基礎概念や基本的な理論構造の理解を図るとともに、法的思考の基本的枠組みを習得するための科目。法学既修者については、単位を修得したものとみなされる。
- ② 基幹科目（すべて必修）
 基礎科目で習得した法的知識を具体的事例に適用するために必要な法的分析・処理能力を育成するとともに、法曹に要求される基礎的な実務的技能及び倫理感を身につけるための科目。
- ③ 実務選択科目（2単位以上選択必修）
 主として、法律事務所での研修や裁判演習等の実習を通じて、法律知識の実践的意義を理解し、実務への移行をよりスムーズなものとするための科目。
- ④ 選択科目Ⅰ（4単位以上選択必修）
 政治学などの隣接領域や基礎法学などの幅広い視野から、法制度や法曹の意義あるいは役割を学ぶことで、法律問題の基底にある人間や社会のあり方に対する洞察力を深めるための科目。
- ⑤ 選択科目Ⅱ（12単位以上選択必修）
 多様な法分野に関して基本的な理解を図るとともに、先端あるいは複合的な法律問題を分析することで、法曹としてのより高度な実践的能力を育成するための科目。

上記科目のほか、法政理論専攻の科目2科目8単位、公共政策教育部の科目（専攻長が別に定める科目に限る。「公共政策教育部 授業科目表」を参照）*2科目4単位をそれぞれ限度として履修し、修了に必要な単位に算入することができる。ただし、法学既修者については、総計4単位を限度に、修了に必要な単位数に算入することができる。なお、科目の詳細については、大学院掛で便覧を受取り、確認すること。

* 平成16年度及び平成17年度に国際公共政策専攻の科目を履修し修得した単位は、公共政策教育部の科目を履修し修得した単位とみなす。

資料Ⅱ－3 履修モデル…出典京都大学法科大学院 便覧・シラバス（平成18年度）11～12頁

履修登録上限	1年次前期	1年次後期	2年次前期	2年次後期	3年次前期	3年次後期	科目別取得 単位数
	20単位	20単位(通年36単位)	20単位	20単位(通年36単位)	24単位	24単位(通年44単位)	
基礎科目 (26単位必修)	人権の基礎理論(2) 刑法の基礎(4) 刑事訴訟法の基礎(2) 財産法の基礎1(4) 家族法の基礎(2)	統治の基本構造(2) 財産法の基礎2(4) 商法の基礎(4) 民事訴訟法の基礎(2)					26単位
基幹科目 (34単位必修)			公法総合1(2) 刑事法総合1(2) 刑事法総合2(2) 民法総合1(2) 商法総合1(2) 民事訴訟法総合1(2) 民事訴訟実務の基礎(2)	公法総合2(2) 刑事法総合3(2) 民法総合2(2) 商法総合2(2) 民事訴訟法総合2(2) 法曹倫理(2)	公法総合3(2) 民法総合3(2) 刑事訴訟実務の基礎(2)	民事法文書作成(通年2)	34単位
選択科目Ⅰ (最低4単位)	選択科目Ⅰ(2)	選択科目Ⅰ(2)					6単位 +リサーチ・ペーパー 2単位
選択科目Ⅱ (最低12単位)			選択科目Ⅱ(2) 選択科目Ⅱ(2)	選択科目Ⅱ(2)	選択科目Ⅱ(2) 選択科目Ⅱ(2) 選択科目Ⅱ(2)	選択科目Ⅱ(2) 選択科目Ⅱ(2) リサーチ・ペーパー(2)	20単位 +リサーチ・ペーパー 2単位
実務選択科目 (最低2単位)				実務選択科目(2)		実務選択科目(2)	4単位
学期別取得単位数	16単位	14単位(小計30単位)	18単位	16単位(小計34単位)	14単位	16単位(小計30単位)	94単位

法学既修者履修モデル

履修登録上級	1年次	2年次前期	2年次後期	3年次前期	3年次後期	科目別取得単位数
	(通年36単位)	20単位	20単位(通年36単位)	24単位	24単位(通年44単位)	
基礎科目 (26単位必修)	免除単位数 26単位	26				26単位
基幹科目 (34単位必修)		公法総合1(2) 刑事法総合1(2) 刑事法総合2(2) 民法総合1(2) 商法総合1(2) 民事訴訟法総合1(2) 民事訴訟実務の基礎(2)	公法総合2(2) 刑事法総合3(2) 民法総合2(2) 商法総合2(2) 民事訴訟法総合2(2) 法曹倫理(2)	公法総合3(2) 民法総合3(2) 民事訴訟実務の基礎(2)	民事法文書作成(通年2)	34単位
選択科目Ⅰ (最低4単位)		選択科目Ⅰ(2)		選択科目Ⅰ(2)	選択科目Ⅰ(2) リサーチ・ペーパー(2)	6単位 +リサーチ・ペーパー 2単位
選択科目Ⅱ (最低12単位)		選択科目Ⅱ(2)	選択科目Ⅱ(2)	選択科目Ⅱ(2) 選択科目Ⅱ(2) 選択科目Ⅱ(2) 選択科目Ⅱ(2)	選択科目Ⅱ(2) 選択科目Ⅱ(2) 選択科目Ⅱ(2) リサーチ・ペーパー(2)	20単位 +リサーチ・ペーパー 2単位
実務選択科目 (最低2単位)			実務選択科目(2)		実務選択科目(2)	4単位
学期別取得単位数	26単位	18単位	16単位(小計34単位)	16単位	18単位(小計30単位)	94単位

法曹養成専攻では、わが国における最高水準の研究業績を示している研究者教員が、それぞれの専門分野で、その研究成果に基づいて授業を実施しており、法曹に要求される専門的な理論知の習得と法的思考力及び分析力の涵養、実践的活動のための基礎知識や表現力の獲得等を図り、高度の理論的・実践的教育を実施している（資料Ⅱ－4、Ⅱ－5）。

資料Ⅱ－4 基幹科目の授業概要…出典：京都大学法科大学院 便覧・シラバス（平成19年度）添付CD-ROM

科目名	概要
公法総合1 (2年次生担当、2単位)	三権すなわち立法・行政・司法のうち特に法的考察の対象にされてきたのは、行政である。立法部の活動は主として法律制定であり、司法部の活動は主として裁判であり、いずれも定型的なものである。また、法律制定は大きな意味を持つものではあるが、通例国民の権利義務に直接に影響しない。裁判は、訴訟の提起を待って行われる受動的なものであり、また、紛争が生じた場合にのみ行われる。これに対し、行政活動は、その目的、手段のいずれもが多様であり、国民の権利義務に直接に影響することが多く、さらに、能動的・恒常的に国民生活に介入する。加えて、行政活動は、それを支える公務員を見ても明らかのように、他の二権をしのご活動量を持っている。このような行政活動のうちでも特に重要なのは対外的な（つまり国民に向かって行われる）活動である。本講義においては、この対外的な行政活動を総論（一般理論）の次元において取り上げ、それをめぐり法的諸問題を検討する。
公法総合2 (2年次生担当、2単位)	司法審査制度は、司法裁判所が、具体的事件・争訟において立法・行政の活動などに対して憲法・法令を解釈・適用し、人権を実効的に救済するとともに、憲法秩序の維持や行政の適法性の確保を図るものであって、法の支配の実現のために非常に重要な制度である。本科目では公法総合1の授業を受けて、まず行政権による権利侵害に対する救済手続としての行政訴訟の基本的枠組を学ぶ。その知識をふまえて、次に付随的違憲審査制の基本構造、司法権における「法律上の争訟」の要件など、憲法訴訟の制度・手続に関する問題を扱う。科目全体として現行の司法審査制度について広く検討し、公法の学識に立脚した批判的視点からその問題点の把握にも努める。
公法総合3 (3年次生担当、2単位)	本科目は、基本的人権の基礎理論や違憲審査制度の基本的枠組み、行政法総論及び行政事件訴訟に関する基本的な理解を有していることを前提として、基本的人権に関わる問題を具体的な事例においてどのように構成し主張すべきかについて学習する。その際には、違憲審査基準論や立法事実論の実際的な展開の仕方に留意するとともに、憲法と行政法の融合的な課題についても検討を加える。
刑事法総合1 (2年次生担当、2単位)	本科目では、刑法総論および各論の範囲で、解釈論上または実務上特に重要な問題について重点的に学ぶことを目的とする。その際、近年の判例および学説の展開と、立法に関する議論にも留意する。
刑事法総合2 (2年次生担当、2単位)	法科大学院1年次基礎科目の「刑事訴訟法の基礎」において（法学未修者の場合）又は法学部での刑事訴訟法の授業等によって（既修者の場合）、刑事訴訟法に関する基礎的知識を修得していることを前提に、ここでは、刑事手続のうち主として起訴前（捜査手続）の段階において生起する法解釈上の問題（立法論に及ぶ場合もあり得る）を、網羅的ではなく重要度の高いものを中心として、基本的に各回完結の形で取り上げる（なお、起訴後（公訴・公判）の手続段階については、刑事法総合3で扱う）。重要な最高裁判例や設例を素材として問答・討論を行うことを通じて、刑事手続における様々な事実的要素の中から法的に問題となる点を発見・抽出し、判例等の射程範囲を見極めながら、説得的・創造的な刑事訴訟法解釈論を展開する能力を涵養することを目指す。
刑事法総合3 (2年次生担当、2単位)	法科大学院1年次基礎科目の「刑事訴訟法の基礎」において（法学未修者の場合）、又は法学部での刑事訴訟法の授業等によって（既修者の場合）、刑事訴訟法に関

	<p>基礎的知識を修得していることを前提に、ここでは、刑事手続のうち主として起訴後（公判）の段階において重要な起訴の高度な中心（立法論）及び重要な裁判例や設例を素材とした法的・問題点を抽出し、判例等の射程を極めながら、説得的・創造的な刑事訴訟法解釈を展開する能力を涵養することを旨とする。</p>
民法総合1 (2年次生配当、2単位)	<p>民法典は、パンデクテン体系にしたがって編成されているため、契約法に関する規定は、民法総則・債権総則・契約総則に点在している。本講義は、これらに関する主要な問題を「契約の成立・履行に当事者・履行の障害・終了」というプロセッサに編成し、法律問題を解決するための実践的な能力を養成することを目的とする。その際、「民事訴訟の実務の基礎」の講義と平行しながら、当事者の主張と要件事実の観点から構成する「指導」もあわせておこなうこととする。</p>
民法総合2 (2年次生配当、2単位)	<p>この授業では、原状回復・民事責任に関する法律問題を総合的に取り扱う（債務不履行責任については、民法総合1で扱われる）。民法典は、原状回復・民事責任に関する問題につき、物権法・契約各論・事務管理・不当利得・不法行為の各論所を多様な規律を用意している。本講義は、それらが規律に関する基礎的な知識を得てどのように作用するのかを複合的に考察するとともに、それが要件・効果・規範を形づくると要件事実へどのよう収斂していくのかという点に関する理解を深め、得ることと連つづけることを目的とするものである。民法の実体法から理論と要件事実の理解に秀でたトップレベルの学生を育成することを、達成目標とする。</p>
民法総合3 (3年次生配当、2単位)	<p>金銭債権を中心として、債権の保全・回収・担保をめぐる各種の法律問題につき、基礎的な理解を深めるとともに、「要件事実の基礎」で取得した技法と実体法の体系的知識を複合させることで、債権保全・回収・担保に関する応用力を磨く。</p>
商法総合1 (2年次生配当、2単位)	<p>法科大学院1年次基礎科目の「商法の基礎」において（法学未修者の場合）、または法学部での商法の授業等によって（既修者の場合）、商法に関する初歩的な知識・考え方を修得していることを前提に、ここでは、会社および商取引にかかわる法律問題のうち、しばしば裁判争われ、判例となつて現れること多いテーマを取り上げる。具体的事例を素材としつつ、それらのケースにいかなる法律問題があり、いかに解決されるべきかを検討する。</p>
商法総合2 (2年次生配当、2単位)	<p>法科大学院1年次基礎科目の「商法の基礎」において（法学未修者の場合）、または法学部での商法の授業等によって（既修者の場合）、商法（とくに会社法）に関する初歩的な知識・考え方を修得していることを前提に、ここでは、企業法ニングを中心として検討を行う。適宜テーマにかかわる事例問題を提示し、それらのケースにいかなる法律問題があり、いかに解決されるべきかを検討する。</p>
民事訴訟法総合1 (2年次生配当、2単位)	<p>民事訴訟の第一審判決手続のうち、訴訟の主体および客体ならびに審理手続の部分について、実務の取扱いならびに主要な問題点をめぐる裁判例および学説の動向を分析・検討し、理解を深め、応用力を養う。</p>
民事訴訟法総合2 (2年次生配当、2単位)	<p>民事訴訟の判決手続のうち訴訟の終了、請求の複数、多数当事者訴訟および上訴・再審、ならびに、民事執行手続および民事保全手続に関して、実務の取扱いならびに主要な問題点をめぐる裁判例および学説の動向を分析・検討し、理解を深め、応用力を養う。</p>
民事法文書作成 (3年次生配当、2単位)	<p>いわゆる即日起草方式により、弁護士あるいは裁判官の立場に立って、法的に（特に民法・会社法・民事訴訟法上）有意的な事実とそうでない事実が入り交じった素材から、有意的な事実を抽出するとともに、その事実に基づいた法律論を展開し、かつ、それを文章化する力を養う。</p>
刑事訴訟実務の基礎 (2年次生配当、2単位)	<p>刑事訴訟に携わるに際して必要となる実務的な知識と、既に学習した刑事実体法及び刑事手続法に関する理論的知識の実務への応用力を修得させ、刑事実務への導入の基礎を教示することを目的とする。捜査、公判手続、証拠、事実認定の各分野について、その関連性を意識した上で、具体的な記録教材等を利用し、帰納的な思考を重視しながら、授業を実施する。</p>
民事訴訟実務の基礎 (2年次生配当、2単位)	<p>民事訴訟実務において特に重要な事項である要件事実と事実認定について、基礎的な知識や技能の修得を目指す。これにより、他の実務基礎科目を学修するための基本的な理解を得るとともに、民法や民事訴訟法を始めとする法律基本科目、展開・先端科目等を理論と実務を架橋するという観点から修得するための基礎固めをする。</p>
法曹倫理 (2年次生配当、2単位)	<p>法曹としての責任感と倫理観を涵養するために、弁護士活動を中心に、法曹の専門職責任の在り方について、わが国の現行制度の説明だけでなく、比較的にその問題点を批判的に考察するとともに、法曹に期待される活動や役割の変貌を視野に入れて、法曹倫理の改革の意義をも議論する。弁護士法・弁護士職務基本規程等の規定に関する事例分析については、毎回、原則として、2例ぐらいを採り上げて、討議検討する。</p>

資料Ⅱ—5 授業科目の概要（一例）…出典：京都大学法科大学院 便覧・シラバス（平成19年度）添付CD-ROM

法政策分析 (1・2・3年次生配当、2単位)	<p>今日のリベラルな法体制においては、法の政策的使用を積極的に認める「法の政治化」現象が発生している。それはどのような事態なのか。そして、それはどのように評価すべきなのか。本講義は、受講者がこうした問題を考えるための必要となる分析枠組を提供することを目的とする。具体的には、主としてアメリカ司法を念頭に「法の政治化」の制度的・思想的条件を考察しつつ、そこで得られる知見をわが国の司法過程の分析に適宜応用するという形で講義を進め、また、受講者にも理論的「論争」に参加してもらう機会をなるべく多く設けたいと考えている。</p>
---------------------------	--

<p>EU法 (2・3年次生配当、2単位)</p>	<p>現在ヨーロッパでは、サッカー選手が契約期間満了時に移籍する場合には、移籍金なしで移籍できる。これは、EC裁判所のボスマン判決のためである。また、ある種のお酒は最低でも（最高ではない）25%アルコールを含有しなければならないとのドイツ法はEU法に違反ではないかとの訴訟で、ドイツはこの法律は国民の健康を保護するためである（？）と裁判で主張した（当然敗訴した。カンス・ド・ディジョン判決）。以上は一例であるが、EU法は今日ではほとんどの法分野に関係しており、EU構成国とのビジネスやEU構成国法の学習・研究の際に、EU法を無視することはできない。また、判例を通して発展したEU法には上記のような非常に興味深い事例や主張があふれており、刻々と動いているというダイナミックな点にも興味深いものがある。このようなEU法にふれることで、日本法を相対化して見直してみる目も養いたい。具体的には、EU法総論について必要最低限の基礎知識を学んだ後、EC裁判所の裁判例を中心にEU実体法、特に域内市場法を学ぶ。</p>
<p>アメリカ政治と憲法判例 (1・2・3年次生配当、2単位)</p>	<p>この授業では、アメリカ合衆国の憲法判例が、どのような政治的・経済的・社会的な状況や背景として形成されてきたのかについて検討を加える。連邦最高裁判所を頂点とする司法部門が、政府（government）の一部を構成すると考えられていることは、アメリカの大きな特徴である。その意味でアメリカの裁判や判例は、政治過程の帰結の一つとして見なされるべき面があり、政治や社会などが外部的な要因と結びつけて理解することも必要である。しかし、日本ではこの点が十分に理解されているとはいえないように思われる。このような欠を補おうとすることが、授業の主目的である。担当教員は現代アメリカ政治の研究者であり、日本の実定法や英米法の専門家ではない。したがって、授業では判例を詳細に読み込んで内的かつ理論的に理解するという方法ではなく、むしろ判例を素材としながら、そこに現れたアメリカの政治や社会の特徴を把握すること、さらにはアメリカにおける司法や判例の位置づけや意味を考えることに主眼が置かれる。アメリカの憲法判例についてオソドックスな理解を得たい、あるいは英米法の判例集の読み方を身に付けたいと思っている学生には、この授業は必ずしも好適ではないので注意されたい。</p>
<p>生命倫理と法 (2・3年次生配当、2単位)</p>	<p>生命科学と医療技術の著しい進展によって生命現象への人為的介入の可能性が広がるにつれて、人々の死生観も流動化し、医療の在り方をめぐって、医師の専門職倫理を超えて、社会倫理的な関心を集める問題が次々と生じ、新たな法的対応を迫られている。生命倫理をめぐる法的対応の在り方について、代表的な論点を重点的に取り上げ、生命倫理の基本原則と思考枠組をふまえた上で、比較法的観点から内外の立法・裁判などの具体的事例に即して討議検討する。</p>
<p>憲法理論と憲法史 (3年次生配当、2単位)</p>	<p>戦後憲法学を彩った諸論争を原論文にあたって追体験し、今日的視点から再検討する。また、主要な憲法判例についても関連する学説の議論を含めて検討の対象にする。これらを通じて、憲法解釈に際しての視野を広げ深めることを目的とする。高度に学問的な議論をするつもりなので、受講者には相応の覚悟が求められる。</p>
<p>経済法1 (2・3年次生配当、2単位)</p>	<p>競争政策の意義と独禁法の経済的機能を概観した後、独禁法の規制の中でも国際的にも共通の規制基準である市場支配力基準（一定の取引分野における競争の実質的制限）を違法性要件とする、企業結合、不当な取引制限、事業者団体、私的独占の各規制を学ぶ。経済的な評価が重要な市場支配力概念を多様な文脈で理解し、それを制御するための多様な法的手法を学び、わが国のみならず諸外国の経済法を理解するための基礎的素養をソクラティックメソッドもまじえた講義形式で修得させる。</p>
<p>知的財産法1 (2・3年次生配当、2単位)</p>	<p>特許法を中心に、わが国の知的財産法（著作権法を除く）について講義するとともに、米国、欧州などの主要国における特許制度及びTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）などの知的財産保護の国際的枠組みについて概説する。</p>
<p>労働法 (2・3年次生配当、2単位)</p>	<p>本授業においては、労働法の枠組と労働条件の多様な形成要因に関して検討を行うことで、労働法の基本的な考え方の習得を目指す。順序としては、労働法の適用対象の画定、就業規則、労働協約などの労働条件形成要因の法的根拠と限界などの基本的問題を検討したのち、それらを踏まえて労働関係における差別禁止の問題、賃金や労働時間の問題、労働関係の成立と終了をめぐる問題、労働条件の変更をめぐる問題等を検討することにより、労働法の基本的考え方を習得する。</p>
<p>社会保障法 (2・3年次生配当、2単位)</p>	<p>国民の生活保障のために、国民に対して、一定の所得ないしサービス（医療ないし福祉サービス等）を公的な責任に基づいて提供する制度を社会保障というが、「社会保障法」では、その給付に関わる受給者の権利義務を中心に、費用の負担、サービスの提供体制等に関する法律関係の基本的諸問題を取り扱う。なお、労災補償および労働者の福祉に関わる諸制度（退職金・退職手当、企業年金等）の問題については、後期の「労災補償と労働者の福祉」で扱う予定である。</p>

観点 学生や社会からの要請への対応

（観点に係る状況） 社会からの要請にとくに対応するものとして、法曹養成専攻では、実務選択科目において法的能力の具体的な実践や演習の場を設けるとともに（資料Ⅱ－6）、選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱにおいて、法学隣接分野および応用的・先端的問題に関する理解を深め、法実践に活かせることができるよう、多彩な授業を展開している（資料Ⅱ－7）。また、実務選択科目の中には、法律事務所等で研修を行う方式をとるエクスターンシップや、法科大学院内において法律相談に携わるという方式で行うリーガル・クリニックがある。さらに、法政理論専攻も含めて、科目等履修生、聴講生、研究生の受け入れについて

規定を設けて、実施し、社会からの要請に対応する一方策としている。

資料Ⅱ－6 実務選択科目の授業概要…出典：京都大学法科大学院 便覧・シラバス（平成19年度）添付CD-ROM

科目名	概要
弁護士実務の基礎1 (2・3年次配当、2単位)	法科大学院の修了者のすべてが弁護士になるわけではないが、どのような方向であれ、法律家としての業務につく以上、多くの法律家が従事する弁護士実務・業務の根幹を学び理解していくことは必要不可欠である。この演習では、具体的な弁護士としての実務を行う前提として、弁護士実務を支える諸々の基礎を学び、幅広い視野を持つた法律実務家を養成することをめざす。また、弁護士の日常実務の初歩的な事項についても理解を深めるが、さらに進んだ弁護士実務の技術的な事項については、別途、「弁護士実務事例演習」で取り扱う。なお、適当な外部の専門家を講師として参加してもらおう予定である。このため、合同授業については、講師の都合で日時・順序が入れ替わることがある。
弁護士実務の基礎2 (2・3年次配当、2単位)	法律を学ぶ場合、裁判運営における技術習得を中心に考えることが常であるが、弁護士になる場合、その業務範囲は裁判運営だけに止まらない非常に幅広いものである。それ故、弁護士業務遂行には、法律全般を見渡した幅広い知識と能力が要求される。本科目においては、弁護士業務遂行のために最低限必要となる基本的な技術・能力の習得を目的とした講義を行うとともに、適宜、ロールプレイの技法などを取り入れた授業を行う。
民事弁護実務演習 (3年次配当、2単位)	この演習は、具体的な事例を題材にして、民事訴訟における弁護士の活動の基礎を習得することを目的とする。取り上げる事例および訴訟類型は、実務上日常的に生起する典型的なものとするが、演習においては実務上のノウハウを検討するとともに、できるだけ法律上の問題点についても触れることとし、それらを通じて民事紛争解決における弁護士の役割を指し示すようにしたい。なお、この演習は、「弁護士実務の基礎1」程度の内容を理解していることを前提とするが、その既習を必須の前提とするものではない。
刑事裁判演習 (2・3年次配当、2単位)	刑事訴訟に関する基礎的理解を前提に、第一審刑事裁判の過程における主要な局面について、学生が訴訟関係人（裁判官、検察官、被告人、辩护人）の役割を分担して訴訟活動を検討、実践することで、刑事手続法の実際の機能と役割を体得し、刑事手続法の理論的理解を帰納的に検証するとともに、証拠に基づく事実認定、証人尋問の実際、各種訴訟行為等の実務的側面を体験理解することを主目的とする。実質的に、3年次配当科目の「刑事訴訟実務の基礎」の応用編と位置づけられる内容であり、同科目の内容を理解していることは前提とする。したがって、2年生が受講する場合には、必要な範囲で同科目の内容の自主的学習が必要となる。
民事裁判演習 (2・3年次配当、2単位)	民事訴訟における実務上の諸問題について、模擬記録を使用しながら、演習形式で検討し、民事訴訟制度や具体的な訴訟手続についての理解を確かなものとし、応用力・実践力を養う。手続の流れに沿って、実務上よく問題となる事項を各回のテーマとして選択し、受講者の意見表明や討論を中心として授業を進める。また、手続や釈明事項等の検討を踏まえ、模擬記録に基づいて、訴訟手続の実演を行う。
民事模擬裁判 (3年次配当、2単位)	受講者が裁判官、原告代理人、被告代理人等の役割を分担し、具体的な事例を素材として、訴状・答弁書・準備書面等の作成、釈明、争点整理、人証尋問、和解、判決という民事第一審手続を、模擬法廷を使用して実演することにより、民事訴訟手続についての理解を確かなものとするとともに、弁論や人証尋問の技能を養う。なお、1学期の授業を前半と後半に分け、各自役割を交代して、異なる事例で2回の模擬裁判を行う。
エクスターンシップ (3年次配当、2単位)	【目的】1・2年次に修得した知識をもとに、実践的活動を通じて、法的問題処理に当たっての事実認定能力、問題発見能力並びに顧客とのコミュニケーション能力の向上をめざすとともに、学問的知識の充実・発展をめざす。また、実務家の日常的業務に触れることで、その社会的責任と倫理を自覚させ、将来における実務法曹としての活動の素地を作る。 【研修内容】学生は、弁護士事務所へ行き、弁護士指導の下で次のような活動を行う。 ○顧客の同意を得て、顧客との協議・相談の場に臨席し、弁護士の指導・監督の下で発問を行い、また、討議を行う。○弁護士が担当する事件の事実関係を整理したり、それに関する学説・判例を調査・整理する。○弁護士が担当する事件に関し、法廷等の傍聴を行う。○その他
リーガル・クリニック (3年次配当、2単位)	【目的】実際の事件に関する法律相談を弁護士指導の下で学生が体験することを通じて、授業で習得した法律知識の実際的意義を確認させるとともに、面談技法の重要性を認識させ、さらには法曹の倫理や社会的責任を自覚させることで、教育課程から実務へのよりスムーズな移行を可能にする。 【内容】初回にオリエンテーション等を行った後、相談及び討議・検討の組み合わせを合計6回行い、最終的に総括を行う（全14回）。具体的には以下の通りである。(1)オリエンテーション等（第1回） 研修指導弁護士が、法律相談の意義、内容、実施方法、守秘義務・人権配慮義務の確認、実施面での留意事項の確認等に関するオリエンテーション並びに模擬法律相談（シミュレーション）を行う。(2)相談と討議・検討（第2回～第13回） 指導弁護士立会の下、少人数グループ（学生3名程度を1グループとする。）により相談を実施する。1回の授業では、1個の事件を扱う。次の回の授業において、指導弁護士と受講学生が当該相談事例について理論面・実務面からの検討を行う。(3)総括（第14回） 実施した相談やそれに基づく討論を素材にして、相談技法等について総括を行うとともに、法曹の倫理や社会的責任に関して討論を行う。

資料Ⅱ－7 選択科目Ⅰ・選択科目Ⅱの授業概要（一部）…出典：京都大学法科大学院 便覧・シラバス（平成19年度）添付CD-ROM

科目名	概要
法解釈学の歴史と方法	歴史法学派サヴィニー以来のドイツ法解釈学の方法論的發展を検討した上で、アメリカ

(2・3年次配当、2単位)	<p>方法学からの影響等にも配慮しつつ、現代日本の法解釈学の方法論的特色を明らかにする。文言解釈、類推解釈・反対解釈、体系的解釈、歴史的解釈、目的論的解釈等、主要な解釈技法を理論的に理解した上で、判例も素材にしなげら、それらの技法の応用力を養う。</p>
近代日本の社会変動と法1 (1・2・3年次配当、2単位)	<p>この科目は、近代日本における法の展開過程を社会変動との相互連関との下に検討し、社会の中における法の機能・構造に関する理解を歴史的観点から深めることを目的とする。近代日本における法発展を、制度形成と立法、紛争と裁判など、具体的な事例に即して検討することを通じ、多面的で立体的な、法の理解に到達することを目指す。</p>
法曹の歴史 (1・2・3年次配当、2単位)	<p>本講義は、前近代ヨーロッパ社会において、法の担い手・法曹がいつごろ、いかなる背景の下で登場し、いかなる社会的・政治的・経済的その他の役割を担いつつ自立的な社会層として展開していったのかを、史料を素材とした講義を通して検討する。このことを通じて、法の担い手・法曹の特質を、出自、経済基盤、倫理、規律、社会層、議論の組立て・展開方法などの複数の観点から析出し、法の担い手・法曹の像の相対化をはかることとする。</p>
伝統中国の法と裁判 (1・2・3年次配当、2単位)	<p>東洋には西洋と異なる法文化があるという議論を時に目にするが、東洋では訴訟を嫌い和を尊ぶという議論にせよ、権利主張を嫌い義務を重んずるといふ議論にせよ、法治を軽んじ人治を重んずるといふ議論にせよ、その多くは単に、東洋には(近代西洋的な意味での)法が無いと言っているだけに過ぎず、東洋には固有の「法」の形を明らかにするには至っていないように思える。本講では、伝統中国の裁判のあり方を素材にして、西洋近代的な法ではない「法」とは実際にはどのようなものなのかを考え、またそれを通じて我々が日頃馴染んでいる法の世界的な特性を考えてみたい。</p>
アメリカ法 A (2・3年次配当、2単位)	<p>アメリカ法はアメリカ合衆国法と個々の州の法という要素からなる。アメリカ法 A は、アメリカ合衆国法(連邦法)と州法の関わりについて注意しながら、主として州法に焦点をあわせることとする。授業は、具体的な例を用いながらアメリカ法の重要な概念を理解することと、教材として使用する判決など英語で書かれた法律文献に親しむことも目的とする。</p>
情報法 (3年次配当、2単位)	<p>情報流通をめぐっては、テクノロジーの急激な発展にもともなう新たな問題が多数発生しており、それを法的に扱う知識・技術はこれからの法曹実務にとって不可欠である。他方、新たな問題においても、従来の法理をふまえずに適切な解決を見つけ出すことはできない。この授業では、公法系の基幹科目・基礎科目でえた知識を前提にして、マスメディアの報道や情報公開、個人情報保護、そしてインターネット規制のあり方などを、公法の視点から検討することとする。</p>
税法1 (2・3年次配当、2単位)	<p>この授業は、国が行う所得課税に関する実体法(租税債務の金額を決めるルール、主に所得税法と法人税法)と手続法(租税債務の確定および権利救済に関するルール、主に国税通則法)のうち、特に重要な規定を対象として、これらの構造や基礎にある考え方、政策を理解するとともに、ルールをリサーチし読解する力を身につけることを目標とします。およそ全ての法律行為は、必ず税負担に影響を与えます。したがって、分野の如何を問わず、法律家にはその認識や予測が求められます。そのため、この授業は、ほとんどの法科大学院生にとって、有意義であり必要と考えられる範囲(入門的な範囲)を対象としています。税法をさらに深く学ぼうとする皆さんは、この授業を、違法な課税権行使から納税者の権利を護ることのできる法律家となるための第一歩と位置づけて下さい。専門的・先端的な事項は、税法2に譲ります。</p>
国際法1 (2・3年次配当、2単位)	<p>国際法1(前期)および国際法2(後期)をあわせて現代国際法全般を体系的に講義する。国際法1では、主として国際法の総論的部分と、国家の地位および国家管轄権、さらに人的管轄にかかわる領域を取り扱う。</p>
刑事手続法の現代的課題1 (3年次配当、2単位)	<p>代の刑事手続をめぐるとんな問題のうち、基幹科目では取り上げなかった実務上特に重要な又は理論的に高度な問題を含む事項を、原則として各回完結の形で取り上げ、検討する。主として捜査手続に関する事項を中心に扱うが、問題検討に必要な場合には実体法上の問題や立法論にも言及する。</p>
最新刑事判例研究 (3年次配当、2単位)	<p>主として2005年および2006年中に言い渡された最高裁判所の判決・決定を素材として取り上げ、現在の判例の立場を正確に理解するとともに、これを支持する見解と批判する見解との論拠を明らかにし、議論の中で自説を展開できるようにすることを目的とする。</p>
金融担保法 (3年次配当、2単位)	<p>金融担保法の領域においては、立法によって各種の特別法が整備され、近年には基本法レベルでも重要な法改正が相次いでいる。また、法制度の整備が不十分どころでは、実務によって、数々の新たな担保・金融手法が考案されてきた。本講義では、執行・倒産法制とも関連づけつつこれら立法の動きや実務上の工夫を検討するなかで、基礎段階で習得した知識を具体的問題に応用し、より実践的なものにする。</p>
医事法 (3年次配当、2単位)	<p>医事法は、医療・医学に関連する法の一つのまとまった法領域と考えるときに觀念される。医事法の外延がどこまで及ぶのかについては一致した理解が成立しているわけではない。こんにち、その内容の重点が、医師資格や医療制度等を規律する医事法制よりも、むしろ医療という場における医師・医療機関と患者との関係をめぐって生じる法的問題に存するという点は、広く承認されているといえよう。医療は患者の生命・健康といった基本的利益に影響を及ぼす活動であること、医師と患者の間に医療に関する知識の大きな格差があること等に基づき、患者の自己決定権という法理学および憲法学上の議論が医事法において展開されたように、医事法においては、民事訴訟の形をとった事件でも、学際的問題点を内包しているものが多い。このような医事法の学際的性格を踏まえて、本講義では、さまざまな性質の、医事事件を対象にした検討を行う。</p>
現代商取引法 (2・3年次配当、2単位)	<p>商法第2編「商行為」の規定を中心に、商取引において生じる法律問題を、実務の問題状況に配慮しつつ、検討する(商法第1編「総則」の問題も商取引法の理解に必要な限りで取り上げる。なお、保険取引は「保険法」で扱う)。総論として、商取引全般に適用される商法総則の通則と商行為の総則及び売買並びに交互計算・匿名組合の規定を概観したあと、各論として、商行為法に規定された各種の営業と商行為法には規定されていない現代的な営業について考察する。</p>

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 法政理論専攻では、自由な討究を促すとともに、専門的研究者としての高度の研究能力を備えた人材を多数輩出している。論文指導は指導教員による個人指導が中心になるが、当専攻には研究者養成のための組織的ノウハウが蓄積されている上に、指導にあたる教員の研究の成果が十分に反映された指導が行われている。法曹養成専攻においては、基礎科目、基幹科目、関連諸科学科目、応用展開法律科目、実務演習科目を、それぞれの位置・性格に応じて、必修科目または選択必修科目として段階的・体系的に配置した、法科大学院の教育目的に相応しいカリキュラムが構成されている。これらの科目の展開は社会からの要請に対応するものともなっており、また科目等履修生、聴講生、研究生を受け入れることによりその要請に対応している。

分析項目Ⅲ 教育方法

(1)観点ごとの分析

観点 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

(観点に係る状況) 法政理論専攻においては、研究者養成を目的とした法政理論専攻の特性に応じて、基本的に少人数

での演習方式の授業形態が採用されている(資料Ⅲ-1)。そこでは、内外の専門文献の輪読とそれをもとにした専門的な討議、データ解析等をおこなっている。各授業について、担当教員名、1

資料Ⅲ-1 法政理論専攻の授業の実施場所(平成19年度)
出典:学生便覧(京都大学大学院法学研究科法政理論専攻・研究者コース)(平成19年度)

授業実施場所	教室	演習室	担当教員研究室	合計
授業数	0	38	10	48

年間の統一テーマ・文献を示す項目・授業の目的、教科書・参考文献を示したリストが作成され、学生に示される。具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が示された詳細のシラバスが作成され、学生が履修科目を選択する際の判断材料として供される(資料Ⅲ-2)。また、研究指導に関しては、各専門研究分野および科目ごとに各教員による蓄積された研究の成果と、研究者養成の手法を活かし、学生に対する指導を行っている(資料Ⅲ-3)。その一方で、授業時間に限定することなく、指導教授の研究指導を受ける機会が確保されている。修士論文については、指導教授による研究指導を基本としつつ、研究会の場での発表等を通じて、複数の教員による指導がおこなわれている分野が多い。博士論文については、これまでは指導教授による研究指導と、研究会等を通じて実質的な集団指導がおこなわれていた。平成19年度より、学位取得を促進・支援するため、学位取得までのプロセスを具体的に示した制度(資料Ⅲ-4)を新たに設けた。修士論文については、提出された論文を対象に3名の論文審査委員による試問(口頭試問)がされ、合格した者に対し、修士(法学)の学位が授与される。学位授与の状況は、後掲資料Ⅳ-1が示すとおりである。

授業科目	担当教員	授業内容	毎講時	単位	備考
財政法/ 財政法研究	教授 岡村 忠生	William D. Andrews, Basic Federal Income Taxation (5th ed. 1999)を講読し、日本法との比較研究を行う。 教科書=William D. Andrews『Basic Federal Income Taxation (5th ed.) Aspen	2	4	
国際法1/ 国際法研究1	教授 浅田 正彦	国際法の主要な問題を取り上げて検討する。具体的なテーマは開講時に示す。 教科書=開講時に指定する。 参考書=適宜指示する。	2	4	
国際法2/ 国際法研究2	教授 酒井 啓巨	国際法の主要問題を取り上げて検討する。 教科書=開講時に指定する。 参考書=適宜指示する。	2	4	
国際機構法/ 国際機構法研究	教授 位田 隆一	邦語の国際機構法に関する重要著作の批判的検討。 教科書・参考書=なし	2	4	
民法1/ 民法研究1	教授 錦 成史	ドイツ民法に関する重要な文献を読み、検討を行う。現在は不当利得の類型論の重要文献で、わが国の学説にも大きな影響を与えたフォン・ケメラの論文「利得と不法行為」の検討を行っている(Ernst von Caemmerer, Bereicherung und unerlaubte Handlung, Festschrift für Ernst Rabel. Bd. 1, S.333・S.401)	2	4	
民法2/ 民法研究2	教授 松岡 久和	前年に続いて、日本の不動産物権法にも非常に大きな影響を与えているドイツの不動産物権法を、不動産物権変動と抵当権の規律を中心に、基礎からじっくりと研究する。 教科書=Sachenrecht / begründet von Fritz Baur, fortgeführt von Jürgen F. Baur und Rolf Stürner, 17. neu bearbeitete Aufl., München, C.H.Beck, 1999の不動産物権の箇所を基本として、他の教科書類や判例をも参考にする。 参考書=山田厚『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』(大学書林, 1993年)・ベルント・ケッペ『独和法律用語辞典』(成文堂, 1993年)	2	4	
民法3/ 民法研究3	教授 瀬見 佳男	債務不履行に関する日独文献を講読する。詳細は、追って指示等により指示する。 教科書・参考書=なし	2	4	
民法4/ 民法研究4	教授 山本 敬三	1. Karl Larenz / Manfred Wolf, Allgemeiner Teil des Bürgerlichen Rechts, 9.Aufl. 2004の§3と§4を講読する。 2. 1と平行して、関連する日本法の文献を講読し、比較研究をおこなう。	2	4	

資料Ⅲ-2 法政理論専攻授業科目一覧(一部)(上図)…出典:学生便覧(京都大学大学院法学研究科法政理論専攻・研究者コース)(平成19年度)50~56頁

資料Ⅲ－3 法政理論専攻の授業で講読対象として指定されている文献(例)…出典学生便覧(京都大学大学院法学研究科法政理論専攻・研究者コース)(平成19年度)50頁以下

授業科目	担当教員	教科書・参考書等
ローマ法／ ローマ法研究	林 教授	V. Arangio-Ruiz et al, Fontes iuris romani anteiustiniani III, Barbera; I. Calavi Limentani, Epigrafia latina, 4ed., Cisalpino
フランス法／ フランス法研究	横山 教授	B.FAUVARQUE-COSSON et S.A. MEKKI, Droit des contrats, D. panorama; F. FLOURm J.-L. AUBERT et E. SAVAUW, Droit civil, les obligations, 1. l'acte juridique, 12ed.
憲法1／ 憲法研究	土井 教授	Richard H. Fallon, Jr., The Dynamic Constituion, Cambridge University Press
財政法／ 財政法研究	岡村(忠)教授	William D. Andrews, Basic Federal Income Taxation (5d ed. 1999)
民法1／ 民法研究1	錦織 教授	Ernst von Caemmerer, Bereicherung und unerlaubte Handlung, Festschrift für Ernst Rabel, Bd. I, S.333-S.401.
民法2／ 民法研究2	松岡 教授	Sachenrecht / begründet von Fritz Baur; fortgeführt von Jürgen F. Baur und Rolf Stürmer, 17., neubearbeitete Aufl., München, C.H.Beck
商法1／ 商法研究1	洲崎 教授	Kübler Assmann, Gesellschaftsrecht, 6. Auflage
日本政治外交史／ 日本政治外交史	伊藤(之)教授	『明治天皇紀』第四・第五(1879年8月から1882年代末)
国際政治経済分析／ 国際政治経済分析研究	鈴木 教授	Jeffrey A. Freiden and David A. Lake ed. International Political Economy (4th ed.)Wadsworth Publishing, 2000
比較政治学／ 比較政治学研究	島田 准教授	Thomas Ertman, Birth of the Leviathan, Building States and Regimes in Medieval and Early Modern Europe, Cambridge, 2004
アメリカ政治／ アメリカ政治研究	待鳥 教授	E.Scott Adler and John S.Lapinski (ed.), The Macropolitics of Congress (Princeton: Princeton University Press, 2006)

資料Ⅲ－4 課程博士号授与・取得促進手続の流れ…平成18年10月5日研究科教授会決定…出典：大学機関別認証評価 自己評価書 [付属資料] 法学部・法学研究科データ・資料集(平成19年6月)135頁

課程博士号授与・取得促進手続の流れ

(1-1) 学位申請予備審査請求	博士後期3年次の8月末 [大学院法曹養成専攻からの進学者については、2年次8月末も]	① 博士号授与月の時点で在籍3年以上に達する者 ② 指導教員承認不要 ③ 提出書類 i) 論文の題目 ii) 論文概要・作成計画書(公表・完成の場合はその概要、未完成の場合は現時点での概要と今後の見通し等をA4に2枚程度記載) iii) 資料(公表・完成の場合写しとともに要旨200字20枚程度、他の場合100枚程度)
(1-2) 予備審査委員の選出	9月第1回教授会	① 3名の予備審査委員を選出(指導教員を中心として事前調整のうえで、研究科長提案により教授会で投票によらず決定) ② 予備審査委員は、論文調査委員となるものとする(したがって、審査委員となりうる資格も同じとする)。
(1-3) 予備審査結果の報告・資格認定ならびに本人への通知	10月第1回(または第2回)教授会	① 予備審査委員による教授会への審査報告一口頭による ② 教授会による承認 ③ 認定の効果は、申請から1年間
(1-4) 博士学位論文の提出	翌年1月第1回教授会前の月曜日	① 論文の題目 ② 論文 ③ 論文要旨(例:200字20枚程度) ④ その他、申請に必要なとされている書類(履歴書、論文目録等) ⑤ 提出論文は、応接室での縦覧に供する
(1-5) 論文調査委員の選出	1月第1回教授会	3名の論文調査委員を選出(←1-2) (教授会で投票によらずに決定)
(1-6) 口頭試問		(従前と同様)
(1-7) 論文調査結果の報告・学位授与の可否についての決定	2月第2回教授会	① 論文要旨の事前配布 ② 論文調査結果の報告については、1200字以内の「審査結果(調査結果)の要旨」を読み上げる ③ 学位授与の可否の投票の方法については、従前どおりとする

(1-8) 学位授与	3月	
(2-1) 学位申請予備審査請求	3月末	博士後期課程の在籍期間が3年を超える者（LSからの進学者については、2年を超える者）、および博士後期課程を退学した者のうちで課程博士の学位取得の可能性を有するもの。なお、授与月において在籍3年以上に達する者を含むことができる。 (1-1)に同じ（以下も同様）
(2-2) 予備審査委員の選出	4月第1回教授会	
(2-3) 予備審査結果の報・資格認定ならびに本人への通知	5月第1回教授会	
(2-4) 博士学位論文の提出	6月末	
(2-5) 論文調査委員の選出	7月第1回教授会	
(2-6) 口頭試問		
(2-7) 論文調査結果の報・学位授与の可否についての決定	9月第1回教授会	
(2-8) 学位授与	9月	9月の教授会で学位授与の決定をしておけば、9月の学位授与が可能

【備考】

1. 博士号取得のためのサイクルを、8月末申請～3月授与及び3月末申請～9月授与、の年間2サイクルとする。
2. 論文提出に先立って、学位申請予備審査制度を設ける。趣旨は、数ヵ月後の論文提出が可能か否かを判断することとする。
3. 予備審査委員と論文調査委員は連動させ、いずれも投票によらずに決定する。予備審査委員は結果を口頭報告、調査委員は読み上げ方式とする。
4. 申請の効果は、申請月から1年間とする。
5. 提出論文は、教授会での回覧方式ではなく、応接室での縦覧方式とする。
6. 可否の教授会では、論文の要旨を事前配布の上、1200字以内の審査結果の要旨を読み上げる。可否の投票は、従前通りとする。
7. 標準修業年限未滿者に対する博士号授与に関する「特例」は、法政理論専攻規程第7条による。
8. 本手続が促進策であることに鑑み、現行の「研究内容」年度末提出制度を拡充し、修士課程及び博士後期課程在籍者に毎年度「論文進捗状況」を内容とするA4で1枚程度の書面の提出を求める。
9. 平成18年度博士後期課程3年次生または単位認定退学者であって課程博士号取得の可能性を有する者は、原則、上記2サイクルのいずれかで資格認定申請及び論文提出を行うものとするが、なお従前の方法によることもできる。

他方、法曹養成専攻においては、全開講科目について、シラバスが作成されており、その内容は、科目の概要、授業形式、授業内容、成績評価方法、リサーチ・ペーパーの有無、教材、その他の各項目からなる（資料Ⅲ－5）。シラバスは、各年度の初めに学生に配付している。学生は、学内LANおよびインターネットを通じてアクセスが可能である。授業の形式としては、資料Ⅲ－6が示すように、授業の性質・内容に合わせて、双方向・多方向形式、講義形式または演習形式が採られている。

資料Ⅲ－5 シラバスの一例…出典：京都大学法科大学院 便覧・シラバス（平成19年度）
添付 CD-ROM

〔シラバスの一例：平成19年度 民法総合1〕	
シラバス・講義概要	
民法総合1	
科目名	民法総合1
担当	山本敬三・佐久間毅

配当年次	2		
開講期	前期	曜時限	月 2 (①③クラス) 月 5 (②クラス)
クラス数	3	単位	2

概要

民法典は、パンデクテン体系にしたがって編成されているため、契約法に関する規定は、民法総則・債権総則・契約総則・契約各則に点在している。本講義は、それらの規定に関する基礎的な知識を修得していることを前提として、契約法に関する主要な問題を「契約の成立・当事者・履行・履行障害・終了」というプロセスに編成しなおし、法律問題を解決するための実践的な能力を養うことを目的とする。その際、「民事訴訟実務の基礎」の講義と平行しながら、当事者の主張を要件事実の観点から構成するための指導もあわせておこなうこととする。

授業形式

双方向・多方向形式

授業内容

1. 契約の締結と合意の瑕疵

契約の成否、内容の確定、その有効性に関する問題は、現実の場面では、しばしば連動したかたちで登場するほか、債務不履行責任や担保責任の前提問題となることが多い。本講義では、契約締結過程で、両当事者の意思ないし期待のあいだに齟齬が生じているケースを題材としながら、契約の成立要件、契約解釈と錯誤・詐欺の問題との交錯問題を取り上げ、それぞれの要件事実をふまえながら、その基礎にある理論問題についての理解を深めることとする。

2. 代理による契約の締結

契約の締結に際しては、当事者だけでなく、代理人など第三者が介在することがしばしばある。ここでは、誰が契約当事者であるか、介在する第三者がどのような権限をもっているかということがまず問題となるが、その前提として代理の法構造を正確に理解していなければ、現実の事案に対処することは不可能である。本講義では、そうした観点から、要件事実をふまえつつ、有権代理、無権代理、表見代理にかかわる問題を的確に処理するための実践的な能力を養うこととする。

3. 契約当事者の確定

学部レベルでの教育では、契約当事者が明確に定まっていることを前提として、法律問題をあつかうことが多い。しかし、現実の場面では、誰が契約当事者かが必ずしもはっきりしない場合が少なくない。本講義では、こうした観点から、預金契約を題材として、契約当事者の確定に関する問題のほか、債権の準占有者に対する弁済にかかわる問題などを総合的に取り上げ、要件事実をふまえた正確な法律構成をおこなう能力を養うこととする。

4. 契約の履行と受領障害

契約の履行過程では、債務者が弁済しようとしても、債権者がそれに協力しないため、弁済が完了しない場合がしばしば発生する。ここでは、債務者の責任のほか、履行コストの負担、その後債務を履行できなくなるリスクのほか、協力しない債権者に対する責任追及など、一連の複雑な問題が発生する。本講義では、こうした受領障害の場面を取り上げ、とくに弁済の提供と受領遅滞をめぐる諸問題を相互に関連づけつつ、要件事実をふまえた正確な法律構成をおこなう能力を養うこととする。

成績評価方法等

筆記試験及び平常点による。

なお、4回以上授業を欠席した場合には、単位を認めない。

リサーチ・ペーパー

無

教材

教科書：

松岡久和＝潮見佳男＝山本敬三『民法総合・事例演習』（有斐閣・2006年）

山本敬三『民法講義Ⅰ総則』（有斐閣・第2版・2005年）

山本敬三『民法講義Ⅳ1契約』（有斐閣・2005年）

潮見佳男『プラクティクス債権総論』（信山社・第2版・2005年）

参考書：

司法研修所編『問題研究 要件事実』（法曹会・2003年）

司法研修所編『紛争類型別の要件事実』（法曹会・1999年）

その他の参考文献については、適宜指示する。

その他

各回の講義では、『民法総合・事例演習』にあげたケースについて、教科書の該当部分ならびに指定した参考文献をもとに入念な予習をしてきたことを前提として、受講者全員で討議をおこなう。

なお、第一回の講義までに、司法研修所編『問題研究 要件事実』を必ず自習しておくこと。

資料Ⅲ—6 授業の形式：教育課程の概要…出典：京都大学法科大学院 便覧・シラバス（平成19年度）

教育課程の概要

(4) 授業の形式

各科目の授業は、原則として、週1回90分で行う（基礎科目の一部は4単位科目であり、半期科目の場合週2回、通年科目の場合は週1回の授業が行われる。）。授業の形式は、各科目の特質に応じて、以下に述べる双方向・多方向形式、講義形式、演習形式が適宜用いられる。

実務選択科目については、実習を中心とする科目が多いことから、授業時間及び形式ともに、各科目の特質に応じた方法が用いられる。

基礎科目及び基幹科目についてはクラス制がとられるが、その他の科目についても、演習形式の科目など、必要に応じて受講人数の制限が行われる。多くの科目で出席要件（(5)出席要件）が課されるので、注意すること。

① 双方向・多方向形式

基礎科目及び基幹科目のすべての授業、また選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱにおいても各科目の特質に応じて用いられる形式である。50人から70人程度のクラスにおいて、学生の予習を前提に、教員が学生に様々な問題について質問し、学生がそれに答える形で授業が進められる。学生は、積極的に発言し、教員との間で、あるいは学生相互間での討論を通じて理解を深化させる。

② 講義形式

選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱの科目のうち、主として基本的な知識の習得を図る科目について用いられる形式である。授業は、教員の講義を中心として進められるが、教員が一方的に話すだけでなく、適宜、質疑応答を交えるなどして理解の深化を図る。双方向・多方向形式との差異は相対的なものに過ぎず、指示された範囲についての予習など、学生の積極的な参加が必要となる。

③ 演習形式

選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱのうち、知識の理解をより深化させる科目、また、知識の応用能力などを涵養する科目について用いられる形式である。授業は25人程度までのクラスで実施され、参加者全員が討論に参加する形で進められる。事前に指示されたテーマについて学生がそれぞれ考えをまとめておいて討論する形態だけでなく、学生が自ら選択したテーマについて調査・検討した結果を報告して議論する形態などもありうる。

④ 実務選択科目の授業形式

実務選択科目のうち、エクスターンシップは法律事務所などで研修を行うものであり、リーガル・クリニックは本法科大学院内において法律相談を行う形で実施する。いずれの場合にあっても、専任教員が弁護士の協力の下で指導にあたる。その他の実務選択科目の授業は、いずれも25人程度までのクラスにおいて演習形式により実施し、適宜、ロール・プレイの技法などを取り入れ、教育効果の向上を図る。

単位の認定については、法曹養成専攻履修規程第5条のとおり定めを置いており、具体的な成績評価においては、実習を中心とする科目及びリサーチ・ペーパーを除き、100点を満点とし、60点以上を合格として、一定の基準に基づいて点数により評価し、各区分に付記した各表記（A+、A、B、C、D、F）を併記している。合格者の成績分布は、受講者が少人数の科目を除き、A+が5%程度、A以上が25%程度、B以上が60~80%とする旨、法曹養成専攻の教務事項についての申し合わせにより取り決めている。修了認定は成績に基づき、規程に従って厳格に行い、担当教員の講評とともに、受講者が少人数の科目を除き、成績分布を学生に公表している。

TAは、平成17年度14名、18年度9名、19年度11名が採用された（資料Ⅲ—7）。助教（助手）は基本的に研究中心の活動を保障しているが、入学試験、学期末試験では補助業務を担当させている。なお、法曹養成専攻の教育支援体制充実のため、教育補助スタッフが新たに採用されている（平成18年度は4名）（資料Ⅲ—8）。

資料Ⅲ—7 TA採用者数（人）…出典：出典：大学機関別認証評価 自己評価書〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集（平成19年6月）115頁

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
TA採用数	専門科目	11	11	7	10
	全学共通科目	5	2	2	1

資料Ⅲ－8 資料法科大学院教育補助スタッフに関する申し合わせ…出典：京都大学大学院法学研究科・法学部規程集

法科大学院教育補助スタッフに関する申し合わせ	
	平成 17 年 9 月 1 日 研究科教授会 決定
第 1 条	法科大学院の教育を補助させるため、法科大学院を修了して法政理論専攻博士後期課程に進学又は編入学した学生を、教務補佐員として採用する。
第 2 条	前条の教務補佐員を法科大学院教育補助スタッフと呼ぶ。
第 3 条	法科大学院教育補助スタッフの総数は 10 名程度とし、1 学年につき 4 名を限度に採用する。
第 4 条	法科大学院教育補助スタッフは、主として成績を基準に法科大学院人事委員会において選考し、専攻会議に報告する。
第 5 条	法科大学院教育補助スタッフの契約期間は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間を上限とし、2 回を限度に契約を更新することがある。
第 6 条	法科大学院教育補助スタッフの勤務時間は、週あたり 15 時間程度とする。
第 7 条	法科大学院教育補助スタッフの職務の管理は、法科大学院長が行う。
第 8 条	法科大学院教育補助スタッフにかかる費用は、京都大学法学部百周年記念基金から支弁する。

観点 主体的な学習を促す取組

(観点に係る状況) 法政理論専攻では、新入生・編入生を対象として、4 月に履修指導(主として、単位取得の意味、論文執筆に関する履修規程の内容説明)、各種手続きの説明および図書館の利用ガイダンスを実施している(資料Ⅲ－9)。

他方、法曹養成専攻では、毎年度の初めに新入学者全員を対象として、履修指導のための説明会と開講前集中講座を実施している(資料Ⅲ－10、資料Ⅲ－11)。説明会では、法曹養成専攻長等が、法曹養成専攻の教育理念・目標、教育課程の全体像、各科目群の概要及び適切な履修方法を説明している。開講前集中講座では、法学未修者と法学既修者とに分けて、司法制度の仕組み(未修者のみ)、法情報の調査方法、判例分析の方法等を担当教員が解説し、新入生からの質問に応じている。

資料Ⅲ－9 法政理論専攻 履修指導の概要(平成 19 年度)…出典：大学機関別認証評価 自己評価書〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集(平成 19 年 6 月) 169 頁(事務部)

日 程	4 月 6 日
内 容	①本研究科の教育理念・目標の説明 ②教育課程、適切な履修及び学修方法の説明
担当者	潮見佳男(教授)
対象者	平成 19 年度新入生全員

資料Ⅲ－10 法曹養成専攻 履修指導の概要(平成 19 年度)出典：大学機関別認証評価 自己評価書〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集(平成 19 年 6 月) 169 頁

日 程	4 月 2 日
内 容	①本研究科の教育理念・目標の説明 ②教育課程、適切な履修及び学修方法の説明 ③新司法試験の概要の説明
担当者	山本克己(教授)、山本敬三(教授)、塩見 淳(教授)
対象者	平成 19 年度新入生全員

資料Ⅲ－11 法曹養成専攻 開講前集中講座予定表(平成 19 年度)…出典：大学機関別認証評価 自己評価書〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集(平成 19 年 6 月) 169～170 頁

平成 19 年度 開講前集中講座予定表【4 月 3 日(火)～5 日(木)】				
京都大学法科大学院				
法学未修者				
講義名	日 時	場 所	担 当	内 容
司法制度の概要 1～3	4 月 3 日(火) 2 時限目	法経第九教室	笠井教授	日本の司法制度に関する基礎的な知識の修得を目的とする。裁判所と検察庁の各組織と担い手、弁護士と弁護士会、法曹養成の仕組み、司法上の手続等について、制度改革の

法情報調査1	4月4日 (水) 1時限目	法科一教室 (法科大学院棟2階北) ※全員が当室に集合し、その後グループに分かれて行動します。	服部教授	法律学を学ぶ上で必要な主な法情報の種類および意義について解説するとともに、それらへのアクセス方法について基本的な事柄を説明する。 ※ 以下のようにA～Bの2グループに分かれての受講となるので、自分がどのグループに属するかに注意すること。 A：氏名のカナ表記が50音順で「ア」～「セ」の学生 B：氏名のカナ表記が50音順で「タ」～「ワ」の学生
法情報調査2	4月4日 (水) 2時限目	法科一教室	服部教授	法科大学院学習室、法学部図書館、および法科大学院教育支援システム「ロー・ライブラリー」(TKC社)について、それぞれの利用方法を説明する。
判例の読み方	4月5日 (木) 2時限目		土井教授	「判例」の意味と役割に関する一般的な理解と裁判例の構成に関する基礎知識を概括的に解説した上で、実際の裁判例を題材として、判例分析の意義と方法について説明する。

法学既修者

講義名	日時	場所	担当	内容
法情報調査2	4月3日 (火) グループ AB 8:45-11:15 グループ CD 9:30-12:00	グループ AB 法科一教室 グループ CD 法科二教室 ※グループに分かれて行動します。	服部教授	法科大学院学習室、法学部図書館、および法科大学院教育支援システム「ロー・ライブラリー」(TKC社)について、それぞれの利用方法を説明する。 ※ 以下のようにA～Dの4グループに分かれての受講となるので、自分がどのグループに属するかに注意すること。 A：氏名のカナ表記が50音順で「アイ」～「オキ」の学生 B：氏名のカナ表記が50音順で「オザ」～「スエ」の学生 C：氏名のカナ表記が50音順で「スガ」～「ハヤ」の学生 D：氏名のカナ表記が50音順で「ハラ」～「ワタ」の学生
判例分析の方法	4月4日 (水) 2時限目	法経第六教室	曾我部准教授	「判例」の意味と役割に関する一般的な理解と裁判例の構成に関する基礎知識を概括的に解説した上で、実際の裁判例を題材として、判例分析の意義と方法について説明する。

法政理論専攻では、学習面での相談・助言は、主として指導教授によって行われている(資料Ⅲ-12)。他方、法曹養成専攻では、各授業担当教員がメールアドレスを学生に知らせるとともにオフィスアワー(資料Ⅲ-13)を設けて、学生からの質問等に応じる体制を整えている。また、教務委員会においては学習相談に対応するとともに成績不良者の個別呼出しによる助言をも実施している(資料Ⅲ-14)。

法曹養成専攻において、履修登録ができる科目は、各学期につき20単位、各学年につき36単位(最終年次の3年次は、各学期につき22単位、学

資料Ⅲ-13 オフィスアワーに関する掲示(法曹養成専攻)…出典：大学機関別認証評価 自己評価書〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集(平成19年6月)171頁

資料Ⅲ-12 法学研究科規程第6条(授業科目、研究指導及び学修方法)…出典：京都大学大学院法学研究科・法学部規程集

法学研究科規程

第4 授業科目、研究指導及び学修方法

第6条 各専攻における授業科目及び学修方法は、別に定める。

2 法政理論専攻における研究指導は、別に定める場合のほか、指導教授が行う。

3 指導教授の決定は、研究科教授会で行う。

氏名	担当	担当科目	曜日及び時間	担当室決定
藤野浩史	特別教授	法曹研修生実務教育	メールによる受付	法大東(2F北側)
伊藤正雄	教授	法政経済学	毎週日18時15分～19時15分	法政東302室
大村 誠	教授	経済の基礎理論	毎週日午前10:30～12:00	法政東302室
藤村隆一	教授	法政経済学1	メール又は電話による受付	法政東302室
藤村隆二	教授	法政経済学2	メール又は電話による受付	法政東302室
宮中正義	教授	法政経済学専攻の基礎	メール又は電話による受付	法政東302室
川原 勇	教授	経済法1	メール又は電話による受付	法政東302室
志村啓宏	教授	経済法2	メール又は電話による受付	24号棟1510室
木原 聡	教授	アパロ法A	個別による受付	法政東302室
青島 薫	准教授	法政法文書作成	メール又は電話による受付	法政東研究棟の隣
藤中孝英	教授	経済法1	メール又は電話による受付	24号棟1510室
藤中 望	教授	法政経済学2	メールによる受付	24号棟1510室
佐久間隆	教授	法政経済学1 法政経済学2 法政経済学専攻の基礎	毎週日12時～12時30分(法政東302室) 毎週日12時～12時30分(法政東302室) 毎週日12時～12時30分(法政東302室)	法政東302室
藤田嘉孝	教授	経済法2	メール又は電話による受付	法政東302室
渡辺 浩	教授	法政経済学1	毎週日18時～19時	法政東302室
栗原隆一	教授	法政経済学1	メール又は電話による受付	法政東302室
宮中正義	特別教授	法曹研修生実務教育	メール又は電話による受付	法大東(2F北側)
津崎博光	教授	経済法2	毎週日14時45分～15時15分	法政東302室実務室
曾我部真希	准教授	法政経済学1	メール又は電話による受付	法政東302室
高木 光	教授	法政経済学1 法政経済学専攻の基礎 法政経済学専攻の法政経済学	メールによる受付	法政東302室
高田隆子	教授	法政経済学1	メール又は電話による受付	法政東研究棟の隣
寺田浩明	教授	法政経済学専攻の法政経済学	メール又は電話による受付	法政東研究棟の隣
山崎 隆一	教授	法政経済学2	毎週日17時～18時	法政東302室
藤田和幸	教授	法政経済学1	メール又は電話による受付	法政東302室
高橋和行	特別教授	法政経済学専攻の基礎 法政経済学専攻の法政経済学	毎週日10時30分～12時、12時～13時 法政東メール又は電話による受付	法大東(2F北側)
中田 隆	教授	法政経済学専攻の基礎	毎週日14時～15時	法政東302室
中野 博	教授	法政経済学1	メール又は電話による受付	法政東302室

メールアドレス等は法科大学院の「授業シラバス」参照のこと。

年につき 40 単位)を上限として
している。いずれの場

合も、そこには再履修する
科目の単位数が算入される。
授業時間割は必修科目が各
曜日に 2 科目以下となるよ
うに編成している (資料Ⅲ
—15)。

資料Ⅲ—14 成績不良者に対する学習指導の例…出典：大学
機関別認証評価 自己評価書 [付属資料] 法学部・法学研究
科データ・資料集 (平成 19 年 6 月) 171～172 頁

平成 17 年 10 月に、教務委員会において、同年度前期までの学業成績に照らして適切な学習指導が必要と思われる者 (12 名：3 年生 3 名、2 年生 7 名、1 年生 2 名) を特定した上、事務室を通じて呼び出し、教務委員 6 名が 2 名ずつ分担して、学生ごと個別に学習状況の聴取及び助言等を行った。
○ 対象者：平成 17 年前期までの学業成績が平均点で C 評価以下の者のうち、3 年生については全員を、1・2 年生については A 評価が 1 科目以上又は B 評価が 2 科目以上含まれている者以外を対象とした (ただし、2 年生のうち、基幹科目の全てについて C 評価以下の者は、A 評価が 1 科目以上又は B 評価が 2 科目以上含まれている場合であっても対象とした)。

資料Ⅲ—15 授業時間割…出典：京都大学法科大学院 便覧・シラバス (平成 19 年度前期) 添付 CD-ROM

平成 19 年度前期 法科大学院時間割表					
	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限
月	アメリカ法 A 経済法 1	刑事法総合 2-② 民法総合 1-① 民法総合 1-③ 民事弁護実務演習⑨	刑事法総合 2-① 現代契約法	財産法の基礎 1 公法総合 3-① 公法総合 3-② 公法総合 3-③ 刑事制度論	刑事法総合 2-③ 民法総合 1-② 民事弁護実務演習⑤ 経済法事例演習
火	刑事訴訟法の基礎 民事弁護実務演習⑥ EU 法 消費者法	公法総合 1-① 公法総合 1-② 公法総合 1-③ 伝統中国の法と裁判	商法総合 1-① 商法総合 1-② 商法総合 1-③ 民事弁護実務演習③ 地方自治法制	民事弁護実務演習④ 日本政治外交史 知的財産法 1 倒産処理法 1	民事弁護実務演習① 民事弁護実務演習② 税法 1
水	統治の基本構造 民事弁護実務演習⑦ 社会保障法	刑事法総合 1-① 刑事法総合 1-② 刑事法総合 1-③ 西洋法史 行政救済法の現代的課題	刑事訴訟実務の基礎① 刑事訴訟実務の基礎② 刑事訴訟実務の基礎③	国際法 1	フランス法 刑事違法性論裁判例研究 国際私法 1 特許法事例演習
木	家族法の基礎 現代ドイツ法政理論 涉外実務演習 1	民事訴訟法総合 2 刑事法総合演習	環境政策と法 (隔週)	環境政策と法 (隔週) M & A 法制 (隔週) 企業法務 1 (隔週)	知的財産法事例演習② M & A 法制 (隔週) 企業法務 1 (隔週)
金	財産法の基礎 1 現代商取引法 労働法事例演習①	民法総合 3-① 民法総合 3-③ 民事訴訟実務の基礎① 民事訴訟実務の基礎② 民事訴訟実務の基礎③	法律家のための経済学 入門 労働法 1	刑法の基礎 民事弁護実務演習⑧ 環境法 刑事手続法の現代的課題 1 金融サービス規制法 (隔週)	民法総合 3-② 法の経済分析 金融サービス規制法 (隔週) 商事取引法事例演習
土	土曜日に開講される科目 民事法文書作成 刑事弁護の実務				
集中	国際法特講※後期科目として取り扱う。 国際取引法 信託法 税法事例演習				
※6 時限目は補講時間になります。					
リーガルクリニック、 エクスターンシップ					

法学部図書室及び国際法政文献資料センターでは、研究・教育に必要な、和書、洋書、
和雑誌、洋雑誌及び内外の判例集・法令集が系統的に収集され、教員及び学生に利用可能
な環境が整えられている。法学部図書室の蔵書については、法学研究科図書委員会が教員
の選書を集約することを通じて、常に充実を心がけている。法学部図書室及び国際法政文
献センターの蔵書の量と質は、日本の法学・政治学系の大学図書館としては、有数のもの
である。

法政理論専攻の学生には、LAN 環境が整備された複数の共同研究室を用意したうえで、
各研究室内で個人専用の 1 人 1 机を確保している。共同研究室を利用する時間帯について
も、特別の制限は設けていない。図書室および配架図書の利用面でも、相当の便宜を図っ
ている (資料Ⅲ—16)。

法曹養成専攻には、学生の専用自習スペースとして学習室、自習室（北）・（南）が設けられ、実質的な学生定員460名（1年次生60名（法学未修者）＋2・3年次200名×2）を超える総計486席のキャレル・デスクが用意されている（資料Ⅲ－17）。開室時間は、原則として、午前9時～午後11時45分（土曜、日曜、祝日等は午前9時～午後10時）である。学習室・自習室には無線LANが敷設されており、インターネットによる情報検索も可能である。また、法科大学院棟内には、全学共通利用施設として、多目的室（定員20名前後）が9室設置されており、学生は自主的な勉強会などのためにこれを利用できる。法曹養成専攻学習室内には、同専攻の学生が自習を進める上で必要な、判例集、雑誌及び基本図書が、開架形式で配架され、充実が図られている。

外国人留学生への学習支援として留学生相談室を設置し、留学生の学生生活全般に係わる相談を担当する専任講師を配置している。また、チューター制度に基づき、外国人留学生に対して専門的な学習・生活の援助などを行っている（資料Ⅲ－17）。

資料Ⅲ－17 チューター採用者数…出典：大学機関別認証評価 自己評価書〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集（平成19年6月）180頁

		支援対象留学生	
		学部（学部学生・特別聴講学生）	大学院（大学院生・研究生）
平成17年度	前期	6	13
	後期	3	11
平成18年度	前期	3	11
	後期	4	13
平成19年度	前期	5	15
	後期	2	20

資料Ⅲ－16 京都大学法学部図書利用規程…出典：京都大学大学院法政理論専攻便覧（平成19年度）79頁、法科大学院便覧・シラバス21頁〔最新改正を踏まえて修正〕

京都大学法学部図書規程

（昭和16年6月11日制定）
（中略）
（平成19年3月15日改正）

第1章 通 則

第6条 （図書の利用資格）

法学部所属の図書は、この規程の定めるところにより何人も利用することができる。
法学部所属の図書の利用資格区分は次のとおりとする。

1. 大学院法学研究科の教授、准教授、専任講師及び非常勤講師、法学部非常勤講師並びに法科大学院特別教授・准教授
2. 大学院法学研究科の助教、学生、研修員、研究生、科目等履修生及び聴講生
3. 大学院法学研究科・法学部の元教授・助教授・准教授
4. 大学院法学研究科の招へい外国人学者、招へい外国人共同研究者及び附属法政実務交流センター客員研究員
5. 法学部の学生、科目等履修生及び聴講生
6. 大学院法学研究科以外の本学教員（助手を除く）
7. 大学院法学研究科以外の本学大学院学生
8. 法学部以外の本学学部学生
9. 本学職員及び本学助手
10. 学外者で、所属機関の長の依頼状を提出し図書主任の許可を得た者、その他特に図書主任の許可を得た者
11. 第1号から第10号に該当しない者

第2章 図書の貸出

第9条 （大学院法学研究科・法学部関係者の借受冊数・期間）

大学院法学研究科・法学部関係者が借り受けることができる一般図書（雑誌類を除く）及び特別図書の合計冊数及び借受期間は次のとおりとする。

- | | | |
|---------------------------|--------|-------|
| 1. 教授、准教授及び専任講師 | 300冊以内 | 2年以内 |
| 2. 非常勤講師及び法科大学院特別教授・准教授 | 30冊以内 | 1年以内 |
| 3. 助教及び法学研究科学生（法曹養成専攻を除く） | 100冊以内 | 1年以内 |
| 3の2. 法学研究科学生（法曹養成専攻） | 20冊以内 | 2週間以内 |
| 4. 研修員 | 50冊以内 | 6月以内 |
| 5. 研究生 | 30冊以内 | 6月以内 |
| 6. 法学研究科の科目等履修生及び聴講生 | 10冊以内 | 3月以内 |
| 7. 元教授・助教授・准教授 | 50冊以内 | 6月以内 |

8. 法学部の学生、科目等履修生及び聴講生	5冊以内	1週間以内
9. 招へい外国人学者及び招へい外国人共同研究者	50冊以内	6月以内
10. 附属法政実務交流センター客員研究員	30冊以内	6月以内
11. 職員及び助手	10冊以内	1月以内

資料Ⅲ—17 法曹養成専攻学習室利用規程…「法科大学院便覧・シラバス」30頁

法曹養成専攻学習室利用規程

平成16年2月19日制定
平成16年7月8日改正
平成17年12月1日改正

第1条（管理）

法曹養成専攻学習室（以下「学習室」という。）は、大学院法学研究科が管理する。
大学院法学研究科は、法曹養成専攻施設・設備・情報委員会主任（以下「施設主任」という。）に、学習室の管理の実施を委ねる。

第2条（入室・利用）

学習室に入室できる者は、法学研究科の教員及び法曹養成専攻の学生とする。
法曹養成専攻の課程を修了した者は、本規程の適用について、修了の日からその後の最初の5月末日までの間、法曹養成専攻の学生とみなす。
法曹養成専攻の学生は、学習室を学習以外の目的で利用してはならない。

第3条（図書）

学習室を利用する法曹養成専攻の学生（以下「利用者」という。）は、学習室に備え置かれた図書（以下「図書」という。）を閲覧することができる。
利用者は、学習室外に図書を帯出してはならない。
利用者は、学習に必要な範囲内で、学習室に設置された複写機を用いて、図書を複写することができる。ただし、複写に係る著作権については、利用者が一切の責任を負う。

第4条（コンピュータ）

利用者は、学習室に設置されたパーソナル・コンピュータを利用できるほか、学習室にノート型パーソナル・コンピュータを持ち込んで、これを利用することができる。
パーソナル・コンピュータを用いた法律情報の検索については、別に定めるところによる。

第5条（休室）

学習室の休室日は次のとおりとする。
1. 12月28日より翌年1月5日まで
2. その他、施設主任が指定する日

第6条（開室時間）

学習室は午前9時に開き午後11時45分に閉じる。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日（国民祝日に関する法律で定める休日を含む）、並びに授業休止期間中の平日のうち施設主任が指定する日は、午後10時に閉じる。

第7条（図書の紛失等）

図書を汚損、破損等した者は、ただちにその旨を図書主任に届け出なければならない。
図書主任は、図書を汚損、破損等した者に対して、代本の提供その他の適当な措置を求めることができる。

第8条（規程違反に対する措置）

施設主任は、この規程に違反した利用者に対して、学習室の利用の停止その他適当な措置をとることができる。

（2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準にある。

（判断理由） 法政理論専攻では、論文指導は指導教員による個人指導が中心になるが、当専攻には研究者養成のための組織的ノウハウが蓄積されている上に、指導にあたる教員の研究の成果が十分に反映された指導が行われている。課程博士の取得を促すため、平成18年度末から学位申請予備審査制度を核とする課程博士号授与・取得促進策を実施し、より系統的な仕方で論文指導を行う体制の整備に努めている。また、法曹養成専攻においては、講義、演習、双方向多方向形式といった種々の形式で、しかも高い水準の研究を反映した授業として展開されている。成績評価や修了判定は、学生にも周知された所定の基準に基づき、厳格に実施されており、成績評価の正確性を期するために、成績分布も学生に公表している。法政理論専攻及び法曹養成専攻ともに、年度初めの履修指導は適切に機能しており、また研究や学習に関する相談も、それぞれに相応しい形で適切に実施されている。学生の自主学習に対する配慮は、法政理論専攻では共同研究室を用意し、また法曹養成専攻では学習室・自習室を用意することで、十分に行われている。

分析項目Ⅳ 学業の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 学生が身に付けた学力や資質・能力

(観点に係る状況) 法政理論専攻における修士・博士の学位授与者数は、資料Ⅳ—1に示すとおりである(なお、修士号取得者が減ったのは、公共政策大学院の設置に伴い、国際公共政策専攻の入学募集が平成17年度をもって終了し、同専攻の学生の多くが平成18年度までに修了したため)。

法曹養成専攻修了者数(資料Ⅳ—2)と新司法試験合格者数(資料Ⅳ—3)も資料に示すとおりであり、新司法試験の結果と学内成績との間に一定の相関関係があることも部内調査により把握できている。

修了生や、就職先等の関係者からの意見聴取を組織的に実施したことはない。

資料Ⅳ—2 法曹養成専攻修了者数…出典：大学機関別認証評価自己評価書〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集(平成19年6月)164頁

年度	修了者数
平成17	134
平成18	189

資料Ⅳ—1 学位授与状況…出典：大学機関別認証評価自己評価書〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集(平成19年6月)164頁に平成19年度のデータを追加

区分	修士	博士			
		課程	論文	計	
授 与 年 度	平成7	63	5	2	7
	平成8	63	1	7	8
	平成9	60	6	3	9
	平成10	54	0	4	4
	平成11	46	8	6	14
	平成12	68	2	6	8
	平成13	64	3	9	12
	平成14	64	2	5	7
	平成15	57	6	9	15
	平成16	63	5	5	10
	平成17	41	5	2	7
	平成18	46	3	7	10
	平成19	15	11	2	13

資料Ⅳ—3 京都大学法学部在学学生・卒業生並びに京都大学法科大学院修了者の司法試験合格者数(()内は合格者総数、[]内は法科大学院在学者の旧司法試験合格者数)出典：大学機関別認証評価自己評価書〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集(平成19年6月)164頁に平成19年度のデータを追加

	(旧)司法試験合格者数	新司法試験合格者数	備考
平成11(1999)	112 (1000)		
平成12(2000)	108 (994)		
平成13(2001)	90 (990)		
平成14(2002)	110 (1183)		
平成15(2003)	116 (1170)		
平成16(2004)	147 [13] (1483)		法科大学院設立
平成17(2005)	116 [11] (1464)		
平成18(2006)	43 [2] (549)	87 (1009)	新司法試験開始
平成19(2007)	25 [1] (248)	135 (1851)	

観点 学業の成果に関する学生の評価

(観点に係る状況) 法政理論専攻では、授業評価を実施していない。

法曹養成専攻については、すべての授業について学生による授業評価を実施し、FDに活かすとともに、個々の担当教員にもその内容を通知し、教育効果を高めることにつなげている(資料Ⅳ—4)。

資料Ⅳ—4 教育内容の改善措置…出典：法科大学院認証評価（予備評価）自己評価書／京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻（平成18年6月）74～75頁

教育内容の改善措置

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究は、次のように組織的かつ継続的に行われている。

(1) 法曹養成専攻内に教務委員会が設置され、教育の内容及び方法について改善すべき項目及びその方法に関する指針を決定し、改善に関する情報を管理し、カリキュラムの再編成等、改善のための諸措置の実施を担当している。

(2) 教育内容及び方法の改善を図るための最終意思決定機関である法曹養成専攻会議での意見交換に加えて、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な情報交換の場として、学期ごとに法科大学院教員懇談会が開催されている。これらの専攻会議及び教員懇談会には、毎回、法科大学院教員のほとんどが出席している。

(3) 科目担当者が授業の改善を図ること等を目的として、科目ごとに、学生に対して授業に関する調査を実施し、調査結果は、科目担当者のほか、法曹養成専攻長、教務委員会及び評価・広報委員会が、上記の目的のために利用することができる。

また、授業の内容及び方法の改善を図るため、教務委員会は、定期的に学生のクラス代表と会合を持ち、授業に関する問題点や要望を調査している。さらに、学内に「意見書・要望書ボックス」（いわば目安箱）を置いており、また、教員のオフィスアワーの制度が設けられており、また、多くの教員がメールアドレスを学生に知らせているので、学生が随時要望を寄せることができるようになっている。さらに、エクスターンシップについては、派遣先の法律事務所を対象にアンケートをとることによって、内容の充実・改善に役立っている。

(4) 本研究科では、平成5年に部局自己点検・評価委員会を設置し、毎年、研究・教育活動の点検と研究・教育組織の実態を調査し、「自己点検・評価報告書」としてとりまとめ、本研究科の現状と問題点を明らかにしてきた。直近のものは、平成17年12月に発行した『京都大学大学院法学研究科・法学部 自己点検・評価報告書 第7号』であり、法科大学院に関しても詳細な自己点検・評価が実施されている。

また、教育体制の改善・改革のためには、外部の意見に謙虚に耳を傾けることが必要であるとの方針に基づき、学外の有識者を委員とする「外部評価委員会」を設置し、教育内容・方法等について外部から意見や助言を得る態勢を整えている。

(5) 教育内容や方法の改善を図るために、講演会、研修等が随時開催されており、とりわけ、法科大学院等専門職大学院形成支援（平成18年度は、教育推進）プログラムに基づく「実践的理論教育高度化プロジェクト」の一環として、外国大学等における教育の内容及び方法を調査するため、外国から研究者や実務家を招いて講演会を開催している。

(6) 以上のほか、本法科大学院の多くの教員が、全国の法科大学院で標準的に用いられているとみられる多くの法科大学院用教材の編集・執筆にあたっており、教員がその教材を授業で用いることにより、教育内容・方法と教材の充実と改善を図っている。

また、全国的な共同研究会の組織的参加の例として、法科大学院等専門職大学院形成支援（平成18年度は、教育推進）プログラムに基づく「実務基礎教育の在り方に関する調査研究プロジェクト」（10大学共同プロジェクト）について京都大学が申請代表校となっていることが挙げられ、このプロジェクトでは、本法科大学院の6名の教授（ただし、うち1名は平成17年9月30日に退職して他大学に転出）が事業推進担当者として参加し、実務基礎教育の在り方に関する調査・研究を継続的・組織的に実施している。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 法政理論専攻においては、学生が執筆した論文の水準も高く、全国の大学への研究者の供給という点で十分な成果を上げている。法曹養成専攻の学生も、第1期生は全員が留年せずに修了しているうえに、学生の意見聴取による授業への満足度という点でも、おおむね良好な結果を得ている。

分析項目Ⅴ 進路・就職の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 卒業(修了)後の進路の状況

(観点に係る状況) 法政理論専攻の学生は、論文を執筆の上、本研究科その他の大学教員

となるか、研究機関に就職するものが大半である（資料IV—5）。法曹養成専攻の学生は、修了後に新司法試験を受けて、実務法曹へ育っていくものが大半である（資料IV—6）。

資料IV—5 博士後期課程修了者・研究指導認定退学者の進路状況…出典：大学機関別認証評価 自己評価書〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集（平成19年6月）166～167頁に平成19年度のデータを追加

年度	就職先等	人数	備考
平成16年度	法学研究科助手	7	
	他大学	4	姫路獨協大学法学部専任講師、京都産業大学法学部専任講師、関西大学法学部専任講師、名城大学法学部専任講師
	その他	4	弁護士、日本学術振興会特別研究員、京都大学研修員2名
平成17年度	法学研究科助手	8	
	他大学	2	岡山大学法学部助教授、愛媛大学法文学部講師
	その他	1	著述業
平成18年度	法学研究科助教	2	
	他大学	2	関西大学法学部専任講師、九州大学大学院法学研究科准教授
	その他	2	未定
平成19年度	法学研究科助教	9	
	他大学	4	神戸市外国語大学外国語学部専任講師、大阪大学大学院法学研究科准教授、横浜国立大学大学院国際社会科学研究所専任講師、姫路獨協大学法学部専任講師
	その他	9	学術創成研究員4名、留学2名、帰国2名、法律事務所就職

※なお、上記以外に、博士後期課程の途中で他大学教員に採用された者が、平成17年度に1名（名城大学法学部専任講師）、平成19年度に2名（小樽商科大学准教授、玉川大学文学部助教）であった。

資料IV—6 法曹養成専攻進路状況出典：大学機関別認証評価 自己評価書〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集（平成19年6月）167頁に平成19年度のデータを追加

年度	就職先等	人数
平成17年度	法学研究科助手	2
	博士後期課程進学	6
	司法修習	3
	新司法試験準備	122
	その他	1
平成18年度	法学研究科助教	1
	博士後期課程進学	1
	司法修習	1
	新司法試験準備	186
平成19年度	法学研究科助教	3
	博士後期課程進学	3
	司法修習	0
	新司法試験準備	182
	その他	3

観点 関係者からの評価

（観点に係る状況）法政理論専攻においては、企業講演会の開催や、同窓会（有信会総会）などの機会を通じて外部関係者の意見聴取に努めている。大学院から他大学の教員として継続的に人材を輩出していることは、本研究科の教育が学界や高等研究機関から高い評価を受けていることを示している。なお、法曹養成専攻は、二期目の修了者を出したところであり、関係者からの意見聴取を組織的に実施するまでには至っていない。

（2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）法政理論専攻の修了生は主に研究者として活躍しており、また法曹養成専攻の修了生もその多数が新司法試験に合格し、実務法曹としての活躍が見込まれることから、本研究科の教育の成果は十分に上がっていると思われる。

Ⅲ 質の向上度の判断

① 事例3「法曹養成専攻における教育内容・方法改善の取り組み」(分析項目Ⅰ)

(質の向上があったと判断する取組) 法曹養成専攻において、学生アンケートの実施や意見書・要望書ボックスの設置などと、それらを踏まえたFD活動により、教育内容・方法の改善に向けての取り組みを行っていることから、質の向上があったと判断できる。

② 事例2「理論と実務を架橋する法学専門教育の実施体制」(分析項目Ⅱ)

(質の向上があったと判断する取組) 研究者養成と高度専門職業人養成の制度を併存させるという本研究科の取り組みは、とくに法曹養成専攻において、質・量の上で適した担当教員を配置した上で、理論と実務を架橋する諸科目を系統的に設置している点で、質の向上があったと判断できる。

③ 事例3「課程博士号授与・取得促進制度の新設」(分析項目Ⅲ)

(質の向上があったと判断する取組) 本制度の設置により、博士論文作成に向けて複数教員による系統的・段階的な指導が可能になるとともに、大学院生に博士論文完成までの過程に明確な道筋を示すこともでき、具体的な成果にもつながっており、質の向上があったと判断できる。